

## 平成22年第5回美郷町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成22年9月6日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月出納検査の報告（平成22年6月分・7月分）
  - 2) 平成22年第2回大仙美郷環境事業組合議会臨時会の概要報告
  - 3) 平成21年度経営状況の報告
    - ・医療法人「全人会」
    - ・六郷開発株式会社
  - 4) 平成21年度事務事業点検評価の報告
    - ・美郷町教育委員会
- 第 4 町長の招集あいさつ並びに行政報告
- 第 5 陳情上程（委員会付託）
  - 陳情第 5号 司法修習生の給費制の存続を求める陳情書
- 第 6 一般質問
- 第 7 報告第 8号 専決処分事項の報告について
- 第 8 報告第 9号 継続費精算報告書について
- 第 9 報告第10号 健全化判断比率の報告について
- 第10 報告第11号 資金不足比率の報告について
- 第11 認定第 1号 平成21年度美郷町一般会計決算認定について
- 第12 認定第 2号 平成21年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第13 認定第 3号 平成21年度美郷町老人保健特別会計決算認定について
- 第14 認定第 4号 平成21年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 第15 認定第 5号 平成21年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第16 認定第 6号 平成21年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について

第17 認定第 7号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	会計管理者兼 出納室長	坂本昇一君
住民生活課長	鈴木隆君	福祉保健課長	右谷康一君
農政課長	深澤克太郎君	商工観光交流課長	池田茂基君
建設課長	照井智則君	農業委員会 会長	渡邊調君
農業委員会 事務局 会長	渋谷新一君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	学務課長	辻一志君
社会教育課長	小林宏和君	幼児教育課長	泉谷隆雄君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第5回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、中村美智男君、2番、熊谷良夫君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月6日から9月10日までの5日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月10日までの5日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、戸澤 勉君、登壇願います。

（議会運営委員長 戸澤 勉君 登壇）

○議会運営委員長（戸澤 勉君） おはようございます。

8月30日招集告示された平成22年第5回美郷町議会定例会に当たり、8月30日に議会運営委員会を開催し、次のとおりに決定しました。

初めに、本定例会の会期は、本日9月6日から9月10日までの5日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日6日は、議長の諸般の報告、町長の招集あいさつ並びに行政報告があり、陳情の審査を常任委員会に付託する予定です。その後、一般質問を

行う予定です。質問者は3名です。

その後、報告第8号 専決処分事項の報告についてから認定第7号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてまでの議案内容の説明を行う予定です。

9月7日火曜日は休会し、常任委員会を開催し、付託された陳情の審査を行う予定です。

9月8日水曜日は午前10時から本会議を再開し、議案第55号 財産の取得についてから議案第71号 平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までの議案内容の説明を行う予定です。

9月9日木曜日は午前10時から本会議を再開し、9月6日に説明のありました認定第1号 平成21年度美郷町一般会計決算認定についてから認定第7号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてまでの質疑、討論、表決を行う予定です。

9月10日金曜日は午前10時から本会議を再開し、9月8日に説明のありました議案第55号 財産の取得についてから議案第71号 平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までの質疑、討論、表決を行う予定です。

その後、陳情の審査結果についての委員会報告を行い、終了の予定です。

以上、ご報告いたします。

○議長（高橋 猛君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それでは、日程どおり審議を進めます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査、平成22年6月分と7月分の報告がありました。

2として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より、平成22年第2回大仙美郷環境事業組合議会臨時会の概要報告がありました。

3として、町長より、医療法人「全人会」と六郷開発株式会社の平成21年度の経営状況を説明する書類の提出がありました。

4として、教育委員会委員長より、平成21年度事務事業点検評価の報告がありました。

それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていた

だきます。

---

### ◎町長の招集あいさつ並びに行政報告

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつ並びに行政報告を行います。

本定例会に当たって、町長より招集あいさつ並びに行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

---

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成22年第5回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、総合計画後期基本計画における「まちづくり戦略プロジェクト」についてご報告いたします。

一つ目は、「農商工連携（地販地消）プロジェクト」についてですが、美郷まるごと地販地消事業について、8月末現在で食品小売店14件、飲食店10件、直売所8件、民宿2件、美郷町観光協会の計35事業所を「地販地消応援の店」に認定しております。また、これら認定店で買い物をしたレシート1,000円分を集めて応募することで、友好都市大田区への旅行券や、町の特産品セットなどが当たる「レシートラリー」を8月1日から10月17日まで実施しております。

二つ目は、「子ども育成プロジェクト」についてですが、小学校5、6年生を対象に英語セミナー、中学校3年生を対象に高校受験に向けての取り組み方などについての講習を、夏季休業中に塾講師等を招いて開催しております。

三つ目は、「水環境保全プロジェクト」についてですが、水環境マイスター育成講座を6月26日から開講し、16人が受講しております。また、不法投棄監視員によるパトロールを7月まで延べ106回、町内河川9カ所の水質調査を7月8日に実施しております。七滝「水の森」植樹事業を7月14日に実施し、小学校4年生と保護者、町関係者278人が、ブナの苗木150本を植樹しております。

水環境学習交流会については、つくば市内の小学校5年生36人が、8月6日から4日間滞在し、

町内の5年生と一緒に湧水や丸子川の水質調査などを行っております。一方、町内の小学校5年生13人が、8月18日から3日間つくば市を訪問し、さきに交流した同市の児童とともに川への稚魚放流や水質調査学習などを行っております。

平成23年度に本町で開催される「第25回全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会」については、開催日を7月1日、2日に決定し準備を進めており、詳細については今後随時お知らせしてまいります。

四つ目は、「交流促進プロジェクト」についてですが、うりこめ美郷応援事業で、7月22日、23日の両日、東京都大田区役所や美郷米を取り扱っている区内の31米穀販売店を訪問し、美郷米の販売拡大や給食利用拡大をお願いしております。また、8月6日、7日の両日、東京都調布市の美郷米を取り扱う食品専門店で、生産者とおばこ娘などによる販促活動を実施しております。

友好交流コンサート2010は7月31日、同実行委員会の主催で南体育館で開催され、約850人の聴衆が、大田区の「KAMATA2010」と美郷ジャズオーケストラとの共演を楽しみました。

五つ目は、「安全・安心プロジェクト」についてですが、高齢者や障がいを持つ皆様などに緊急情報キット「みさと安心パック」を設置していただくため、6月から8月中旬まで民生委員を通じて、約500世帯に配付しております。なお、六郷地区で7月下旬、この「みさと安心パック」を使用した緊急搬送が行われた事例があった旨、大曲消防署南分署より連絡を受けており、今後も設置が必要な世帯には随時対応してまいります。

次に、学校再編に伴う空き施設等の活用方策の検討については、8月4日に町議会と町当局が合同で、山形県酒田市や横手市の先進事例を視察しております。また、本年5月に設置した住民検討委員会では、これまでに4回の会議を開催しており、8月26日には先進事例を視察するなど、活用方針案の策定に向けた取り組みは順調に推移しております。学校再編については、統合学校ごとの開校準備委員会で、現在学校統合を進める上で必要な事務事項について専門的に調査検討する部会を設置し、細部について検討しており、統合中学校については校歌や校章、制服等の選定方法について検討を重ねているところです。

美郷大使に、北都銀行取締役会長の町田 睿氏、学習院大学教授の佐々木 毅氏、イラストレーターであり絵本作家でもある永田 萌氏の3氏を委嘱し、就任式を8月25日に開催いたしました。美郷大使の皆様には、それぞれご活躍される場において、本町の魅力や観光、物産などに関する情報発信をお願いしているほか、まちづくりに対するご助言や町広報紙へのご寄稿など、ご支援をいただくこととしております。

美郷町手づくり工房湧子ちゃんの施設管理業務について、指定管理者である「かあちゃんくらぶ」から、8月9日、経理・一般業務担当者の消息不明により、販売等の経理事務の継続に不安があり、その対応について相談がありました。町としては、代表者から施設管理について事情を伺うとともに、指定管理の業務内容が適切に実施されているか、また今後継続できるかなどについて正確な状況を把握するため、条例に基づき報告を求めました。

これに対し、同くらぶから8月13日付で、経理・一般業務について取りまとめをすることができず、回答することができないこととあわせて、施設管理の継続が困難なことから指定管理者を辞退したいとの申し入れがあり、これを了承しております。

これを受けて、町では新たな指定管理者の選定に着手したところ、8月27日付で六郷まちづくり株式会社から指定申請書が提出され、同30日に開催された美郷町指定管理者選定委員会で、同社を候補者として選定した旨の報告を受けたことから、今定例会に新たな指定管理者を指定する議案を提出いたしましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

本町に本籍があり、住民票に登録されていなかった100歳以上の高齢者を調査したところ、39人が戸籍上現存し、うち最高齢は192歳という結果になりました。原因については、住所異動等に関し届け出がなかったことによりますが、戸籍上192歳の方が現存する状況が生じたことについて、町民の皆様におわびを申し上げます。39人の詳細な調査を実施し、その結果を踏まえて法務局と協議の上対応するとともに、今後は定期的に調査を行ってまいります。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

初めに、総務課関係ですが、旧六郷東根小学校の閉校に伴う不用物品の売り払いを8月15日に実施し、233件が落札、総額は21万7,900円となりました。なお、今回落札とならなかった物品については、再度売り払いの実施を検討してまいります。

やまびこ座談会については、8月まで、石神、関田、中野、今泉の4行政区で開催し、計47人にご出席いただき意見交換を行っております。

企画財政課関係ですが、平成22年度普通交付税の額は56億9,838万1,000円に確定いたしました。昨年度に比べ2億3,627万7,000円、4.3%の増となっております。現計予算との差額は6億円ほどですが、今後の補正財源として留保しつつ、財政状況を勘案し、財政調整基金への積み戻しなどを検討してまいります。

ふるさと美郷応援寄附金については、今年度6件、116万5,000円の寄附を受けており、ふるさと美郷子ども育成基金への積み立てを今定例会の補正予算に計上しております。

福祉保健課関係ですが、本年第3回町議会定例会で議決いただきました「子宮頸がん予防接種に要する経費助成制度」については、啓発のためのリーフレット作成、学校関係者や保護者等を対象とした学習会の開催や対象者への通知などを行い、8月1日から実施されております。医療機関からの請求がまだないことから全体像はわかりませんが、町内の主要な医療機関に問い合わせたところ、8月19日現在で対象者277人のうち約4割に当たる108人が接種の申し込みをしている、または初回の接種が終了しているとのことであり、順調にスタートしたものと考えております。

今シーズンの新型インフルエンザに対する予防接種については、7月下旬に開催された全国都道府県担当課長会議で大筋の枠組みが提示されました。その内容といたしましては、現在、国会で継続審議となっている予防接種法の改正法案の成立までの間、国が市町村へ委託する形態による新型インフルエンザ予防接種事業を実施する予定であること、今季の国庫補助の接種対象者については、生活保護及び市町村民税非課税世帯とすること、昨年のような優先接種対象者といった区分は設けないこと、ワクチンについては、昨年流通していた新型インフルエンザのみに対応したワクチンのほか、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザの両方に対応可能なワクチンが新たに流通する予定であることなどです。

町としては、接種費用の助成について、平成22年度に繰り越した予算で対応する予定ですが、実施に際しては国から正式な交付要綱や国庫補助基準単価等の提示がなされ次第、適切に対応してまいります。

農政課関係ですが、平成22年度の米の生産調整対策については、米の生産数量目標2万2,693トンと転作率33.7%を、農業協同組合と主食集荷業者に情報提供し、全町一律配分により農家の皆様にご協力をお願いしてまいりました。その結果、水稻生産実施計画書の提出率は95.15%となり、未提出は102人で、昨年より54人減少しております。また、生産数量目標の達成状況は、県からの配分面積3,938.77ヘクタールに対し、主食用水稻作付面積が3,955.50ヘクタールであり、16.73ヘクタールの作付オーバーとなっております。

水田利活用自給力向上事業等の転作助成金については、8月10日に開催された美郷町水田農業推進協議会臨時総会で、農家の皆様に既に提示している金額を交付できる見込みであることを確認しております。

今年度からスタートした戸別所得補償モデル対策への加入申請状況は、6月23日から関係機関の協力を得ながら、加入申請会の開催や未申請農家への呼びかけなどを実施した結果、生産数量

目標の配分農家数2,105件に対して、加入申請者数1,858件となり、飯米農家や非参加農家等の申請不要農家数196件を除いた加入率が97.33%となっております。今後は交付金の申請に向けて、関係機関と協力してまいります。

農地・水・環境保全向上対策については、仙北支部現地視察研修会が7月24日に開催され、管内優良組織の現地見学と各種活動に関する製品紹介のテント村の視察などが行われ、事業内容や地域活動の連帯を再認識しております。

農林水産省が選定する「ため池百選」に、秋田県七滝土地改良区が管理する一丈木ため池が選定され、同改良区理事長から町に8月31日、選定証の伝達がありました。一丈木ため池は、農業用水の大切な水源のほか、特色ある伝統、文化、景観、豊かな生態系を育む地域の財産として、今後とも景観保全を図りながら水辺空間の活用に向けてまいります。

相次ぐ熊の出没について、4月20日から8月30日まで18件の目撃情報が寄せられており、5月6日には人身被害、8月に入ってから果樹、飼料用トウモロコシ、稲作への被害が発生しております。町では、捕獲用のおりを8月10日と20日に、千畑、六郷地区に2基ずつ計4基設置したところ、8月20日と24日の早朝に、千畑地区のそれぞれのおりで1頭ずつ、27日には六郷地区のおりで1頭を捕獲駆除しております。

商工観光交流課関係ですが、秋田県総合保健事業団県南検診センターの旧事務所については、このたび町内の製造及びサービス業を営む企業より入居申し込みがあり、協議の上賃貸借契約を締結し、6月17日から当該事務所で事業を開始しております。今後も引き続き、町内外の企業に対する情報発信や訪問などの誘致活動に努め、企業立地を促進してまいります。

昨年度から品種登録を目指しておりました白色ラベンダー「美郷雪華」<sup>みさとせつか</sup>については、既に品種登録の出願を行い、4月19日付で農林水産省生産局知的財産課から受理通知があり、7月21日付の官報で、種苗法に基づく品種登録出願中であると告示され、仮保護期間に入りました。今後、10月初旬には出願品種10株を国に提出し、栽培試験を始めとした審査が行われ、品種登録へと進むところですが、出願公表から登録告示までの期間はおおむね3年程度を要していることから、正式な登録までの期間、当該品種の適正な保護、育成に努めてまいります。

雁の里温泉湯とぴあの源泉施設について、8月7日に源泉の異常により温泉の供給ができなくなり、現在も沸かし湯で対応しております。調査の結果、1号源泉井では水中ポンプにふぐあいが確認され、また3号源泉井についても通常の揚湯量が確保されていない状況にあることから、発注済みの水中ポンプ1台が納品となり次第、早急に揚湯試験を行い、おおむね今年14日には温

泉を供給できるよう施設の復旧に向けて作業を進めているところですが、急施を要することから予備費で対応させていただいております。

なお、同温泉は1号温泉井と3号温泉井からの混合温泉であることから、さらにもう1台の水中ポンプの入れかえが必要であり、そのための購入及び設置経費を今定例会の補正予算に計上しております。

建設課関係ですが、6月以降の工事発注状況については、改良舗装工事として浪花高野大台野線など9路線、舗装補修工事として下夕堰・菅谷地線など7路線を、1億6,196万4,000円で発注済みです。交通安全対策工事としては、南今泉・上石町線歩道設置工事、町内一円の区画線設置工事など3件を、3,313万4,000円で発注済みです。また、公共施設再編の関連工事として、美郷町中央公園連絡道路、駐車場整備工事を3,150万円で発注済みです。

簡易水道関係では、六郷東部地区簡易水道事業管布設工事2件を5,407万5,000円で発注済みです。

業務委託関係では、竹原・内村線など13件の路線測量調査及び実施設計を3,313万4,000円で、六郷東部地区簡易水道事業の路線測量及び実施設計2件を693万円で発注済みです。

公園関係ですが、8月18日朝に美郷町中央公園の公衆トイレの窓ガラス2枚が壊されているのが見つかり、大仙警察署美郷交番に被害届を出しております。

農業委員会関係ですが、7月13日から22日まで実施した町内の農地利用状況調査に基づき、農業委員による農地パトロールを8月24日に実施しております。

学務課関係ですが、本年4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施した全国学力・学習状況調査の結果が、7月30日、文部科学省から公表され、今後、課題等について分析を進め、その結果について昨年同様町のホームページで公表してまいります。また、各校では、個々の課題を分析し、保護者に対しては教育相談等を通じて学校の状況を伝えるとともに、児童生徒や保護者とも課題を共有し、速やかに指導方法の改善に取り組んでまいります。

なお、今回の調査は、全国で約3割の小中学校を対象とした抽出方式となり、本町では9校のうち6校が対象校となりましたが、抽出校以外でも希望すれば参加でき、県内ではすべての学校が参加しております。

北給食センターの改修工事及び食缶対応施設備品などの設置が完了し、夏季休業明けから千畑地区の小中学校及び六郷小学校で、食缶方式による給食が実施されています。

社会教育課関係ですが、6月19日から7月25日まで開催した特別展「高橋清見日本画展」は、

高橋氏のギャラリートークや2度にわたる来町も好評を得て、1,018人が来館しております。

成人式は8月15日、新成人236人が出席して美郷町公民館で行われ、式典のほか、同実行委員会  
が制作した「感謝ありがとう」をテーマとする記念DVDの放映などが行われました。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第8号「専決処分事項の報告について」ですが、社会教育課主催事業に参加していた児童  
の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分いたしましたのでご報告す  
るものです。

報告第9号「継続費精算報告書について」ですが、美郷町継続費に係る六郷中学校校舎大規模  
改修事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令に基づき、ご報告するものです。

報告第10号「健全化判断比率について」、報告第11号「資金不足比率の報告について」ですが、  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、ご報告するものです。

認定第1号「平成21年度美郷町一般会計決算認定について」ですが、決算額は歳入123億7,243  
万5,000円、歳出118億7,702万7,000円で、歳入歳出差し引き4億9,540万8,000円です。経常収支  
比率は88.1%で、20年度決算の89.2%に比べて1.1ポイント改善いたしました。今後も公共施設再  
編等により、引き続き経常経費の削減に向けた取り組みを継続してまいります。また、公債費等  
による財政負担の度合いを判断する指標の実質公債費比率は16.3%となり、20年度決算の18.3%  
に比べ2.0ポイント改善いたしました。今後も財政健全化に向けた取り組みを強化してまいります。

認定第2号「平成21年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について」ですが、歳入26億  
1,346万円、歳出24億4,866万5,000円で、歳入歳出差し引き1億6,479万5,000円です。

認定第3号「平成21年度美郷町老人保健特別会計決算認定について」ですが、歳入歳出ともに  
746万3,000円です。

認定第4号「平成21年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について」ですが、歳入5億  
8,253万9,000円、歳出5億7,900万5,000円で、歳入歳出差し引き353万4,000円です。

認定第5号「平成21年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について」ですが、歳入1億9,878  
万9,000円、歳出1億9,389万1,000円で、歳入歳出差し引き489万8,000円です。

認定第6号「平成21年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について」ですが、歳入2  
億6,864万8,000円、歳出2億6,533万5,000円で、歳入歳出差し引き331万3,000円です。

認定第7号「平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について」ですが、歳入1億  
6,591万8,000円、歳出1億6,535万8,000円で、歳入歳出差し引き56万円です。

議案第55号「財産の取得について」ですが、防災資機材運搬車の取得に係る契約についてお諮りするものです。

議案第56号「美郷町過疎地域自立促進計画を定めることについて」ですが、過疎地域自立促進特別措置法に基づく同計画を定めることについてお諮りするものです。

議案第57号「美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」ですが、過疎地域自立促進特別措置法が定める固定資産税の課税免除措置を実施することについて、新たに条例を制定したくお諮りするものです。

議案第58号「美郷町公共施設整備基金条例の制定について」ですが、新たに同基金を設置することについて条例を制定したくお諮りするものです。

議案第59号「美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ですが、美郷町情報公開・個人情報保護審査会委員に関する規定を改正したくお諮りするものです。

議案第60号「美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」ですが、美郷町職員等の普通旅費における日当に関する規定を改正したくお諮りするものです。

議案第61号「美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例の一部改正について」ですが、障害者自立支援法の施行に伴い、所要の改正をしたくお諮りするものです。

議案第62号「美郷町ラブホテル等建築規制条例の一部改正について」ですが、都市農村交流の柱となる農家民宿業を規制から除外するとともに、公共的宿泊施設整備の際に支障を生じないように改正したくお諮りするものです。

議案第63号「美郷町企業誘致条例の一部改正について」ですが、議案第57号の美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例案の提案に伴い、奨励措置の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第64号「指定管理者の指定について」ですが、美郷町手づくり工房湧子ちゃんを管理運営する指定管理者及びその指定期間についてお諮りするものです。

議案第65号「平成22年度美郷町一般会計補正予算第3号」についてですが、公共施設整備基金の設置に伴う積立金や畜産経営維持緊急支援資金利子助成補助金、プレミアム付き商品券発行事業費補助金、「国税連携」運用開始等に伴う税務システムや、改正農地法施行に伴う農地基本台帳システムの改修に要する経費などを新たに追加するほか、学校備品調査整理などによる緊急雇用事業費の増額、雁の里温泉源泉設備改修工事など、公共施設の改修に要する経費の増額、圃場整

備事業支援事業費の増額などによる歳入歳出予算の増額についてお諮りするものです。

議案第66号「平成22年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号」についてですが、繰越金の額の確定及び一般被保険者保険税還付金の増額による歳入歳出予算の増額についてお諮りするものです。

議案第67号「平成22年度美郷町老人保健特別会計補正予算第1号」についてですが、平成21年度分の精算に伴う歳入歳出予算の増額についてお諮りするものです。

議案第68号「平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号」についてですが、繰越金の額及び起債の元利償還金の額の確定に伴う歳入歳出予算の増減についてお諮りするものです。

議案第69号「平成22年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号」についてですが、起債の増額並びに繰越金の額及び起債の元利償還金の額の確定などに伴う歳入歳出予算の増減についてお諮りするものです。

議案第70号「平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号」についてですが、施設管理費の増額のほか起債の減額、繰越金の額及び起債の元利償還金の額の確定に伴う歳入歳出予算の増減についてお諮りするものです。

議案第71号「平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」についてですが、繰越金の額の確定及び保険料還付金の増額による歳入歳出予算の増額についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

---

#### ◎陳情第5号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第5、陳情第5号 司法修習生の給費制の存続を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第5号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第6、一般質問を行います。

今議会定例会での一般質問の通告者は3名であります。

一般質問の順序は通告の順に許可いたします。

質問者は一般質問席に登壇して発言してください。

---

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） おはようございます。通告に従い、一般質問いたします。

初めに、国保制度について伺います。

高過ぎる国保税の引き下げを図るため、一般会計からの法定外繰り入れを行う自治体が全国的にふえています。厚生労働省の調査によると、各市町村の全国平均で1人当たり1万円を超えています。1人当たりの一般会計法定外繰り入れ額は平成19年度は8,048円でしたが、20年度は1万134円と約26%増加し、20年度は後期高齢者医療制度が施行され被保険者数が1,000万人以上減ったが、法定外繰り入れ額はほとんど変わらなかったため、1人当たり繰り入れ額は大幅に伸びたとしています。都道府県別の一般会計繰り入れ状況は、保険者数1,788のうち法定外繰り入れを行った保険者数は1,223、約70%で、繰り入れ総額は3,688億円となっています。

昨今の経済状況のもと、景気の低迷が続き、住民生活は厳しくなる一方です。2年連続の国保税の引き上げは家計を重く圧迫しています。国保税をぜひ安くしてほしい、こういう声は本当に切実です。国民健康保険法は、第1条で国民健康保険を社会保障及び国民保健のための制度と規定しています。一般会計からの繰り入れで抜本的な引き下げをし、住民負担軽減を図っていくよう求めるものですが、いかがですか。

政府は通常国会で成立した国保法改定によって、都道府県に広域化等支援方針の策定を求めるとともに、後期高齢者医療制度の検討の中で、国保の広域化を進めようとしています。広域化についての町長の見解をお伺いいたします。

国保の財政難が深刻化する中で広域化に期待する声もありますが、国保の財政難の原因は国庫負担の削減です。国の予算を削減したまま国保を寄せ集めしても、弱い者同士の痛みの分かち合いにしかならず、財政や制度の改善にはつながらないのではないのでしょうか。政府は広域化によって都道府県下の国保税を均一にするため、市町村の一般財源の繰り入れは解消し、保険税値上げに転嫁させようとしています。これが実行されれば国保税はさらに高くなり、しかも今後医療給付費がふえるのに応じて際限なく引き上がるようになるのではないかと懸念されますが、いかがでしょうか。

社会保障、住民福祉としての国保制度を再建するのか、それとも市町村国保を解体させ、機械的な徴収、給付機構に変えてしまうのか、今国保制度は大きな分岐点に来ていると思います。社会保障としての国保運営がなされるよう、住民の暮らしを守る自治体の首長として、国や県に対し強く求めていくべきではないのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 初めに、国保制度について答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの泉議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険の一般会計繰り入れについてですが、議員もご承知のとおり、国民健康保険については国民健康保険法第10条の規定により、特別会計を設け、国民健康保険に関する歳入歳出の経理を行っております。具体的には、受益と公平の原則に基づき、特定歳入の保険税や補助金等をもって保険給付などの特定歳出に当てる運営をしております。このため保険給付等の上昇下降によって保険税も連動することとなりますが、現在の美郷町の保険税水準は、隣接市との比較では1人当たり調定額が低い方ですので、まずはこの点のご理解をお願いいたします。

また、一般会計からの繰り入れにつきましては、国民健康保険法第72条の3に基づく保険税軽減分の繰り入れを始めとする、認められている内容について行っており、21年度は1億436万円を一般会計から繰り入れているところです。議員ご質問の法定外の繰り入れについては、議員ご指摘のとおり全国の半数以上で実施されているようですが、その内容は多岐にわたっております。例えば、福祉医療制度実施に伴う医療給付費波及分の繰り入れや、被保険者のがん検診に伴う繰り入れなども法定外繰り入れとしてカウントされているとのこと。したがって、すべてが保険税軽減のための法定外繰り入れではないことにご理解をお願いいたします。

保険税を安くしてほしいという被保険者の感情はもちろん理解していますが、国民健康保険特別会計の原則や近隣市と比較した場合の保険税水準などをかんがみると、法定外の一般会計繰り

入れを実施しなかった今年度の取り組みは適切だったと認識しておりますが、いずれ今後については国民健康保険の制度改正を含めた環境変化等を見据えながら、その都度適切な判断に努めてまいりたいので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、引き続き滞納対策や特定健康診査等の保健事業、医療費適正化事業の実施などについて、会計の健全化には努めてまいります。

次に、国民健康保険の広域化についてですが、平成22年の法改正により、国民健康保険法第68条の2に、都道府県は国民健康保険事業の運営の広域化または国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針を定めることができるとされたほか、厚生労働大臣が主催する高齢者医療制度改革会議が8月20日に発表した、後期高齢者医療制度にかわる新制度の中間取りまとめでは、保険運営の安定化を図る視点からの改革として国保の広域化に言及していることは、議員ご指摘のとおりです。

しかし、現在のところその詳細はわかっておらず、細部を含めた検討をさらに進め、年末までに具体内容を取りまとめたいとしているため、議員ご質問の広域化についての的確な見解を述べる状況にないことにご理解をいただきたいと存じます。ただし、保険者事務や医療費適正化事務については、広域化に伴う事務軽減は想定できますし、保険財政共同安定化事業についても広域化に伴う所得割の導入によって、低所得水準の市町村の負担是正など財政上の効率化も想定できるものと認識しております。一方、現在でも県内では3倍弱の保険税格差がある状況の中で、広域化がなされた場合、保険税の平準化に伴う大きな影響が生ずることも想定されるところです。したがって、国民健康保険制度の広域化については、詳細な制度案が見えてきた段階で具体的なプラスとマイナスを含めた影響を把握し、議論することが肝要と認識しているところです。

なお、こうした流れを踏まえて、県内の市町村では広域化のメリット、デメリットの研究とその整理を目的に、本年4月に市長会が中心となって国保事業広域化研究会を立ち上げるとともに、7月には県及び町村も加わって関係機関全体で研究に着手したところです。今後も国民健康保険制度の意義を十分に認識しつつ、国や県あるいは市町村長とあるべき健康保険制度について、機会をとらえて議論してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 広域化について詳細はこれからということでありましてけれども、政府が5月に国保法の改定が成立して、その1週間後にもう都道府県知事あてに広域化の支援方針の策

定という通達を出しているということです。そこによると、一般会計繰り入れによる赤字補てん分については、保険料の引き上げ、そして収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するよう努めることと明記されているとのこととあります。これは結局国保を県単位にして、そして均一するために市町村の一般財源の繰り入れは解消し、保険料値上げに転嫁せよという、そういう中身であります。詳細はこれからということとありますし、いろいろまた市町村、県を交えて研究していくということとありますけれども、この広域化の一番のねらいというところは、市町村が住民負担軽減のためにいろいろ努力をして一般会計繰り入れなどをしながらやっていることをなくしていこうという、もう後期高齢者医療制度や介護保険制度のように、広域化をして末端の切実な住民の声が届きにくくする、こういう制度だと私は大変危険なところが一面あるということを考えますけれども、町長はその点どのように認識するのか、一つお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

ただいま議員がおっしゃった見解あるいは考えは、議員のお考え、あるいは議員の見解ということと存じますが、私が先ほど答弁いたしましたとおり、必ず物事が動く際にはメリットとデメリット両方あると存じます。そのメリット、デメリットを両方きちんとテーブルにのせた上で、その制度について議論をすることが重要である旨を先ほど答弁させていただきましたが、広域化についても同じようなこととありますので、議員の再質問について、私としましては今現在進めている研究会の中で整理される内容、とりわけメリット、デメリットをそれぞれ洗い出した上での議論が肝要であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） ぜひ広域化の中で、今のような声が広域化の問題としてはいろいろ懸念される点があるということ、ぜひ町長もいろいろな機会ぜひ発言をしていただければと思います。

そして、もう一つ、高過ぎる国保税の問題ですが、近隣市町村に比べて低い方だということとありますが、実際国保加入者にとっては国保税ほど重い、重税感があるという認識は広く広がっています。いろいろな税金の中でもとりわけ重税感があると。これは一番の問題は、やはり国が国庫負担を削減してきて、そして住民負担が強まったことにある。これはそういうわけでありま

すけれども、町の努力はもちろん認めます。いろいろ基金なども取り崩しながらやってきているわけですけれども、だんだん基金もなかなか少なくなっていて、そうした中で即税にはね上がっていくのではないやり方をしてほしいという、そういう立場からの質問であります。そして、財源としてこれまでも何度も言ってきましたけれども、そして町長も答えていますけれども、やはり国に対して国庫負担をもっと元に戻していくという、こういう要望をあらゆる機会にさせていただきたい。そのことをまた重ねて申し述べまして、次の質問に移ります。

次に、保育問題について質問をいたします。

政府が6月に、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を公表いたしました。来年の通常国会には関連法案を提出し、問題が噴出している介護保険や障害者自立支援制度をモデルにして、今ある保育制度を抜本的に変えようとしています。国が導入しようとしている新たな保育制度は、市場原理の導入、直接契約、直接補助方式への転換、指定業者制度の導入を柱にして進められてきたものであり、児童福祉法に定められた国と自治体の責任による現行保育制度を根底から崩すものと考えますが、町長の認識を伺います。

新システムは、子ども手当や妊婦健診、幼稚園、保育園、児童館など、子育て支援にかかわる制度、財源、給付を一つにまとめた制度にして、子ども家庭省の創設の検討も示しています。政府が子育て関連の国の財源や労使の拠出金を一括して特別会計をつくり市町村に交付する、親への現金給付と保育など具体的なサービスの提供をどう組み合わせるか、どのような子育て施策を展開するかは、各自治体にゆだねられます。保育所に関してはこども園に一本化し、営利企業をどんどん参加させる方針です。新システムでは、市町村の裁量が強調され、どのようなサービスをどう給付するかはすべて自治体に任されることとなります。自治体の財政力に現在でも大きな差がある中で、保育、子育てサービスに関する地域格差が一層広がるおそれがあるものであり、子育て支援のあり方を丸ごと変えてしまうような乱暴なやり方はやめるよう、国に意見を述べていくべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

保育園の目標は、子供たちが安心して過ごせること、親が安心して働けることだと思います。保育園や幼稚園は、子供たちが心から安心して過ごせる場所である必要があることは当然だと思います。老朽化しているわくわく園の整備についての調査がされているわけですが、子供たちが安心できる環境のためにも、新園の建設が必要と考えます。これまでの調査状況と今後の計画について伺います。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 保育問題についての町長の答弁を求めます。登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ご質問にお答えいたします。

子ども・子育て新システムの保育についてですが、ことし6月に国の少子化社会対策会議が、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を決定し、その内容を内閣府のホームページに掲載しておりますが、これも先ほどのご質問と同じなんです。県並びに私どもにはその内容の説明はなく、またホームページ上の資料以外の新たな資料もいただけていない状況です。したがって、現段階では詳細はわかりませんが、国の関係者に伺ったところによりますと、この基本制度案要綱はすべての子供に質の高い幼児教育、保育を保障するとともに、家庭における子育て、教育にも資するため、幼稚園、保育所、認定こども園の垣根を取り払い、幼児教育と保育をともに提供する（仮称）こども園に一体化すること、また事業ごとに所管や制度、財源がさまざまに分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度、財源、給付について包括的一元的な制度を構築することを趣旨に決定されたとのこと。したがって、議員がご心配しているような方向に誘導するための新システムではないと理解していますが、詳しい説明を伺っておりませんので的確な見解を述べられないことにご理解をお願いいたします。

なお、財源については、（仮称）子ども・子育て包括交付金として、市町村の事業量に応じた要素も加味することとしているようで、地域主権を意識した交付を想定しているのではないかと考えております。いずれこの基本制度案要綱を決定した後、関係省庁による具体の調整等については進んでいない旨の情報をいただいておりますので、平成23年に法案を提出し、25年度の施行を目指すとしているこのシステムが、今後どう肉づけされていくのか、その動きを注視するとともに、その詳細が見えるようになった段階で判断してまいりたいと存じます。

次に、わくわく園の建設についてですが、わくわく園については合併後にそれまで未接続だった下水道への接続を行うとともに、アスベスト対策や施設修繕などを順次行い、保育環境の向上や安全性の担保に取り組んできていることは、議員もご承知のとおりです。しかし、昭和53年に供用開始され、築後32年が経過していることから、老朽化してきていることも十分に認識しているところです。そのため美郷町総合計画後期基本計画に、わくわく園の施設整備方針を決定する旨の記述を盛り込むとともに、本年度は基礎的な調査として調査委託費を予算化し、現在建築設計業者に調査業務を委託しているところです。

調査業務については、委託期間を年度末までとしておりますので、22年度内に調査報告書を收受することになりますが、小中学校の再編や仙北組合病院の改築に係る財政支出など、全体的な財政計画を見通しながら、報告書の内容を十分に検討し、23年度内には整備方針を決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 新システムですけれども、これもこれからの問題ではありますが、一番この問題はやはり、すべてこの保育問題もですけれども、先ほどの国保とか保健医療の問題も、すべて国が国の責任をだんだんなくしていく方向、各地方自治体任せにしていく、そして最終的には利用者負担を強めていくという、そういうことが大変危惧される問題があると思います。そして、新システム、なかなか中身がまだはっきりしていないということでもありますけれども、国民に十分内容を知らされないまま進めていくというところが、一つまず問題があると思います。そして、質問の中でも述べておりますけれども、児童福祉法に定められた国と自治体の責任による現行保育制度を崩していくという、こういうことが大変、だんだん中身が保育関係者などの間でわかってくるにつれて、問題点として上げられているものでありますので、ぜひ今後中身を検討していただき、住民の利益にならないことに対しては国に強く意見を述べていただきたい。そのことを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

（午前11時02分）

---

（午前11時10分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 次に、13番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

(13番 深澤 均君 登壇)

○13番(深澤 均君) 通告に従って一般質問をさせていただきます。

1点目は、脱少子化秋田についてであります。

秋田県は、今年度から4年間の期間でふるさと秋田元気創造プランを、四つの元気目標を掲げスタートしました。その一つに、県民が一丸となって脱少子化秋田を果たすを旗印に、人口減少傾向に歯どめをかけ増加へということで年間出生数8,000人を目標に取り組みをしているところであり、具体的内容としては、少子化克服のための官民の協働体制づくり、結婚支援センター活動の全県展開、仕事と育児等の両立支援を進める企業を後押しする仕組みの創設、多様なニーズに対応した保育機能の強化などであり、

このプランについて3月、佐竹知事が来町され講話した際、少子化対策の一番の解決策は若者の結婚であり、県としてもその出会いに力を入れていきたいし、各市町村においても独自の取り組みに期待を寄せられておりましたが、町ではこの事業にどのようなスタンスで今後どのようにかかわっていくのか、町長のお考えを伺います。

○議長(高橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) 深澤議員のただいまのご質問にお答えいたします。

脱少子化秋田についてですが、少子化問題は秋田県における重要課題であり、昨年度県が策定したふるさと秋田元気創造プランの県民参加による脱少子化戦略の中で、出会いと結婚を後押しする取り組みを推進することとし、その主な取り組みとして秋田結婚支援センターの運営、出会いの場づくりに取り組む民間企業、団体等の支援、ゆとりある住宅の確保等支援を行うこととしております。秋田結婚支援センターの運営については、この3月に秋田結婚支援センターを秋田市の秋田県青少年交流センターに開設、結婚コーディネーターを配置し、これまで3回の出会いイベントの開催や、情報の提供、出会いイベントの開催支援等を行う結婚サポーターの募集、育成など、結婚に関する支援を行っております。

美郷町でもこの事業を推進するため、ポスター掲示やチラシの配布等により啓発を図っているところですが、結婚サポーターについては全県で31人の登録にとどまっているようです。また、出会いの場づくりに取り組む民間企業、団体等の支援については、出会いイベントを企画運営する民間企業等のすこやかあきた出会い応援隊への登録拡大と活動支援を行い、その活動を全県に広げようとするもので、これまで飲食店、ホテル、旅行会社など52団体が登録し、登録団体が主

催する51回のイベントにつき情報提供を行っております。

さらに、ゆとりある住宅の確保等支援では、若年世代が安心して家庭を持ち子育てができるよう、新築または新規購入に対して住宅ローンの一部を県が助成するもので、7月末現在で302件の申し込み実績となっているようです。また、子育て世代の公営住宅への優遇入居制度を検討しているようです。以上が議員もお話しされましたが、県の出会いと結婚の支援の取り組みです。

美郷町でも出会いと結婚の支援として、平成17年度から平成19年度までこみっと事業として実施しておりました。しかし、会員登録者数は71名あったものの男性が63人、女性が8人で、男性に比べて女性の登録者が極端に少なかったことから、出会いの場として設定したこみっと会員交流会の参加者も、女性参加者が極めて少なく、平成19年度で事業を取りやめた経緯があります。このようなことから5月20日の県秋田結婚支援センター、町との意見交換においては、市町村単独での事業展開には限界があり、広域的な取り組みが必要である旨、要望しております。今回の県の取り組みは、広域という枠組みでありますので大いに評価しているところですが、町としても引き続き周知に努めるとともに、事業成果を期待したいと思っております。

いずれ個人の意識や行動が多様化する中では、限定された地域での出会い、結婚対策は、これまでの町の取り組み実績を踏まえすと大変に難しいものと考えますので、県の出会い、結婚対策について改めて実効ある事業となるよう最大限協力していくとともに、町としてもこの課題に対する認識をさらに深め、町の身の丈と取り組みの継続性を考慮しながら、県との整理の中で屋上屋にならない取り組みがあるかどうか、改めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問はありますか。深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 昨年の8月でありますけれども、秋田県では18歳以上の独身男女2,100人に結婚観に関する意識調査というものを行っております。それによりますと、結婚したいと思っている独身男女が82%と高い割合を示しているのに対しまして、異性との出会いが少ないと感じている方が65%ということであります。また、同調査の中で行政のかかわりについても問うていますが、積極的に取り組んでほしいという方が39%、結婚しやすい環境づくりにつながると歓迎しているのが65%、民間任せでいいというのがほんの4%ということ、行政のかかわりに期待しているのがわかります。

これまで多くの自治体は、結婚に関する認識として、個々の問題であるとしてどちらかといえは二の足を踏んできた感がありますけれども、今回の佐竹知事を始め秋田県が脱少子化の本質、

いわゆる婚姻率の低下に真正面から取り組む姿勢は評価に値するものであると思っております。また、同時に期待を寄せているところでもあります、しかしながら知事自身もこの対策にこれだという決定打はなく、V字回復、U字回復が困難なことは承知しながらも、地域全体の問題として取り組んでいこう、取り組んでいかなければならないという願いが伝わってまいります。

そこで、今数字を上げましたが、結婚に関する意識調査というものの数字、ざっと申し上げましたけれども、行政のかかわりなどについて再度町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど答弁で申しましたとおりに、町としては県の取り組みに積極的に参画している状況であること、また県の取り組みの前に、平成17年度から既に町単独でそうした結婚対策について取り組んでいることが、すべて私どもの姿勢についてご理解いただけるものというふうに思っています。ただ、現実の問題として、意向だけではない実際のイベントをやった際に、人が集まっていないというのは事実でありますので、そうした求めるものと実際開催したところの実態と、その乖離がどこにあるのかということも今後検討する部分があるんだろうと思います。いずれ県の方で柱に据えて取り組むこの課題につきまして、町としても改めて実効ある事業となるように最大限の協力をしてまいりますので、どうかそういった認識での答弁になることにご理解いただきたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 私も一人の親としてであります、結婚を望む男女にはぜひ結婚を果たしていただきたいし、一人でも多くの若者に幸せな家庭、幸せな人生を送っていただきたいと思っております。常がねこういう男女の出会いに何かお手伝いをできないかと思っている一人でもありますし、そう思っている方々は美郷町内にもたくさんいると思いますので、そういう思いと結婚に関する意識調査との思いを具現化するような、何かそういう取り組みをして、秋田県一真剣に脱少子化に取り組む美郷町として進んでいただければなと思っております。

この件に関しては、特別答弁は要りません。

それで、次の質問に入らせていただきます。水稻直播の転作カウントについてということで質問をさせていただきます。

昨年の政権交代において日本じゅういろいろな新たな施策が実行される中、片や縮小や廃止となっている事業も少なくないようであります。農業政策においても、今年度から農家戸別所得補

償のモデル対策、水田利活用自給率向上対策事業などが開始され、これまでのそれから大きく変わった施策もありました。このように国、県の政策、施策を受け、美郷町としても独自の対策を織り込みながら、最終的には美郷町水田農業推進協議会で承認され、その方向が決定されているわけではありますが、そのような中、今年度から水稲直播の減収分の転作カウントが廃止になりました。この対策は、水稲直播の普及定着を目的として、平成19年まではその要綱のもと、平成20年からは各市町村の裁量で配分内で行えることとなっております。

これまで水稲直播といえば、湛水直播、代かきをして播種する直播の方法であります、それが100%でありましたが、近年乾田直播、V溝直播ともいいますが、その普及が始まり、美郷町でも昨年からは千畑地区の2地区、圃場整備地区を中心に取り組みがなされて、今年度からは夢プラン事業の機械導入も含め、本格栽培を開始しようとしたやさきの対策でありました。雪消えの遅い内陸で不安を抱えながらのチャレンジでありましたが、ことしはその不安が的中、春先の天候不順もあり、播種作業が大幅におくれ、普通移植と同じ日になった圃場もあったということで、かなりの減収が予想されるようであります。そのほか除草体系や害虫対策など、収量安定までには課題も山積しているようであります。

とはいえ、これからの美郷町水田農業を考えると、育苗作業をしなくてもいいとか、耕起、代かきを秋に行えるなど、春作業の大幅な軽減ができるということで、これまでの直播と異なった大きなメリットもあり、大規模農業、複合農業に合った栽培技術と想っているところであります。これからの美郷農業が、この技術が持つメリットを最大限に生かし発展できるよう、行政としても後押ししていくべきと考え、乾田直播の減収分の転作カウントの再検討をする考えがないか、美郷町水田農業推進協議会の会長である町長にその見解を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

水稲直播の転作カウントについてですが、平成22年度の生産方針作成者、つまり農業者への生産数量目標の算定ルールは、美郷町水田農業推進協議会に決定権があり、今年度は水稲直播への転作カウントは行わず、町内一律配分することで決定されたことは議員おっしゃったとおりです。その理由については、まずは県の栽培調査では湛水直播栽培は移植栽培と何ら遜色のない収量を確保していたこと、また県内の市町村において直播栽培で転作カウントを実施している自治体が少なく、仙北地域では近隣市も廃止の意向であったことなどを考慮したためとしておりま

す。

議員もご存じのとおり、町内の水稲直播栽培については年々増加してきており、今年度は湛水、乾田合わせて約110ヘクタールまで拡大してきております。これまでは栽培技術の指導や農家みずからの経験の積み重ね、さらには稲作期間の好天なども相まって良好な結果を上げてきているようです。しかし、今年度は春先の天候不順により特に圃場整備地区では暗渠工事が行われていない圃場の排水不良等のため、播種作業がおくれるなどの影響があったと伺っておりますが、ご承知のとおり7月下旬から好天が続いており、結果的にどういう収量となるのか、刈り取りを待ちたいと思っているところです。

いずれ湛水直播にしる乾田直播にしる、また移植栽培にしる、稲作は天候に左右されることは間違いありませんので、どの栽培体系でも天候の影響は同様であること、そして米の戸別所得補償は全国の平均的経費で算定されているため、直播栽培など少ない経費での栽培体系に有利な制度であること、湛水のみならず乾田直播栽培も県の稲作指導指針に確立した技術として示されていることなどのことから、改めて乾田直播についてのみ転作カウントを復活させることは、美郷町水田農業推進協議会の議論を経ず申し上げることはできませんので、あくまで一協議会員としての考えとしては、一般論として難しいのではないかと考えております。その定着、普及については、転作カウントという方策ではなく、まずは栽培技術の支援や播種機など生産機械の導入支援、あるいは移植栽培や湛水直播との適切な組み合わせによる作業分散や、リスク分散誘導などを通じ、推進してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 私どもが最初に乾田直播を見たのは平成20年、2年前のことです。農機具メーカーの案内で、JA庄内みどり管内のV溝直播を視察いたしました。水稲作付16ヘクタールの農家の方でありましたけれども、平成18年に庄内で初めてこの栽培に挑戦したそうでありました。動機はそれまで二人三脚で頑張ってきた奥さんに倒れられたというのがきっかけであったそうでありましたが、1年目は7俵半、2年目は8俵の生産量でありましたが、10%の減収分の転作カウントがあったということで、めげずに取り組みを進めてきたところだということがありました。おかげで一人で16ヘクタールの水稲を耕作できたということで説明がありましたけれども、庄内地方では初年度の18年度が3.9ヘクタール、19年度が25ヘクタール、視察に行った20年度が100ヘクタール、今年度22年度は農機具メーカーに確認したところ作業機20台が導入され、

乾田直播の播種面積は400ヘクタールまで普及定着しているようであります。

一方、千畑では昨年が5ヘクタール弱、ことしは20ヘクタール弱、秋田県内の状況は由利本荘市が34ヘクタール、秋田市が2ヘクタールということで、やや庄内に似た推移を示しております。近年いろいろな技術革新が進んでいるわけですが、行政としてもこれら新しい技術の普及定着に適時的確に対応することが求められていると思いますが、先ほど町長の答弁にありました、乾田直播が県の普及課によると技術が定着されているとおっしゃいましたが、私はそうは思っておりません。実際の収量を見ても、7俵台、8俵のそういう収量でございますので、もっともっと生産量が確保できるまでの間、そういう施策をしていただきたいというところではありますが、再度町長に見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 再質問にお答えいたします。

誤解なきように申し上げますが、県の稲作指導指針に確立した技術として示されているということは、すべての農家がどのような栽培で初年度目対応したとしても、一定の収量を上げられるということではありません。試験研究機関として、一定の稲作期間において、一定の手順を確立した形で、体系立ってそれが相なっているという意味でありますので、農家の方々がそれぞれの土壌、それから水利状況、それから気象状況、それから技術状況をそれぞれが踏まえながら、いわゆる研さんを積みながら技術に向かえば、その栽培体系に向かえば一定の収量があるであろうというふうな認識のもとでの技術体系が確立されているという意味でありますので、議員がおっしゃいました1年目なかなか収量が上がらなかった、だから技術が確立されていないというものではないというふうに私は認識しております。

先ほど申しましたとおりに、さまざまな技術的な支援、それは県の方からあるいは試験研究機関の方から、初めて栽培される方々には留意点あるいは注意点、それからさまざまな環境への臨機応変の視点、そういったものを伝達、指導することが、いわゆる技術指導の中核にあるというふうに思っていますので、そういった技術指導等を通じて乾田直播の定着拡大に資してまいりたいという意味でありますので、どうかご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 湛水直播の場合は、10数年多分この転作カウントがなされてきたと思います。当地域は先ほども申し上げましたように、秋田県内においても由利地方と並んで先駆的な挑戦をしているわけでありまして、同町内仙南地区の方々からもいろいろな問い合わせがあると

聞いております。この乾田直播、やはり湛水直播と同じような形で今後とも見守っていただければと思いますが、町長個人の見解としてはこれまでという感じでございますけれども、どうかそこから辺のところを今後検討していただいて、美郷町独自の農業施策をしていただければと思っております。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 猛君） これで、13番深澤 均君の一般質問を終わります。

---

◇飛 澤 龍右エ門 君

○議長（高橋 猛君） 次に、16番、飛澤龍右エ門君の一般質問を許可いたします。飛澤龍右エ門君、登壇願います。

（16番 飛澤龍右エ門君 登壇）

○16番（飛澤龍右エ門君） 一般質問に入る前に訂正をお願いしたいと思います。ナンバー3のところに、「新制六郷小学校」のところに制定の「制」を書いておりますけれども、「新生」に変えてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

転作率見直しと転作協力の強化についてお伺いします。

実に1年の周期が早いような気がします。つい先日、田植えが終わったようなのに、もう刈り取りの時期となってまいりました。ことしは大きな災害もなく、全国的に豊作が見込まれるような気がします。農家にとって政権交代と農政転換により、春から心揺れ動かされるスタートでした。農林水産大臣と大潟村、そして県、この問題が波及し、今になって転作率の見直しが浮き彫りになってきている。全国また県でも一律配分論が報道機関等で目にするようになってきているが、水田農業推進協議会の会長である町長としてはどのような対応を考えているか、お伺いいたします。

春から戸別所得補償制度の説明と加入申し込みの受け付けが始まり、6月末で締め切られましたが、当町においては50名ほどの未加入と報告されていますが、戸別所得補償制度が導入されたとしても、ことしの作況指数が100以上の豊作になると過剰米が生じ、なおかつ転作が今後全国全県一律となることがあると、美郷町にとって転作率が上がる可能性があることからして、転作協力がなお一層厳しさが増すと思われます。特に、未協力農家に対して参加協力への糸口をどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 飛澤議員のただいまのご質問にお答えいたします。

転作率の見直しについてですが、県では本年度転作率の市町村格差の縮小のあり方を検討する専門部会を6月17日付で設置し、これまで県内すべての地域水田農業推進協議会及び圏域の農業団体より選任された部会員によって、7月6日と8月25日の2回、検討してきております。その中では、転作率の高い地域は格差縮小を求め、逆に低い地域は現状維持を求める意見となっているところですが。転作配分については、これまでの売れる米づくり要素の向上に真摯に取り組んできた結果が市町村格差に至っている過去の経緯を十分に踏まえること、消費者には安全安心で良質なおいしい米への欲求があること、国は過去の販売実績に応じた配分手法を採用していること、また米にかわる転作作物は相応の助成金が交付され、対応者はその恩恵を享受してきていること、さらに米産地の同県では米どころの地域に重点配分する手法を採用していることなど、幅広く考慮することが必要と考えております。

また、こうした考え方については、私も一員である美郷町水田農業推進協議会の中で検討、協議され、その考え方を意見としてまとめ、既に県に伝えているところです。したがって、町としてはこうした美郷町水田農業推進協議会の意見を踏まえた上で、単純に新たな対策スタートを理由にした、また短期間に現在の市町村格差を縮小する手法は妥当でないという認識ですし、機会をとらえてこうした町の認識は伝えてまいりたいと考えております。

次に、転作協力の強化についてですが、本年度からスタートした戸別所得補償モデル対策については、多くの方々にそのメリットを享受いただきたいと、関係団体等とともに周知を図ってまいりました。おかげさまで集落営農や法人も含めて1,858経営体より加入申請いただいております。昨年までに転作未達成となっていた61戸の農家の中からも16戸が、この対策加入を契機に米の生産調整に参加をいただいております。なお、今年度加入申請されなかった農家には、議員ご指摘の米の生産調整に参加しない農家のほかに、自家用の飯米生産農家や米生産のない農地保全農家も含まれております。町としては、こうした初年度の状況を踏まえ、次年度においてさらに多くの方々に本対策に加入していただくよう、関係団体等と連携して取り組んでまいりますが、本対策に参加する、参加しないを決めるのは、あくまで農家個々の意思にゆだねる制度となっておりますことに、改めてご理解をいただきたいと存じます。

また、国に対しては、県を通じて責任ある食糧需給の調整や継続した対策の推進を図ることを

求めるとともに、現在検討されている大豆や麦等を含めた所得補償対策について、早い段階から明確な情報提供を行っていただくよう要望し、町としても関係団体等とともに制度説明を早期にできるよう努めてまいります。いずれ本対策のメリットの細部までご理解いただくことが、さらなる本対策参加への糸口になるものと考えておりますので、引き続き周知に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。飛澤龍右エ門君。

○16番（飛澤龍右エ門君） ありがとうございます。

転作率に関しては、町長が今申されましたとおり、県にも美郷町の状態を報告して、そして余り転作率が上がらないような方向で頑張っていきたいということですので、どうかその点よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、転作協力の強化でございますけれども、先ほど実は私勘違いかもしれませんけれども、町長の行政報告の中に、各課の個別の取り組みについて、農政課の報告がありました。この中にことし美郷町においては、多分これを見ますと転作率100%ではないのではないかなど、私思うところがございます。こういう中で、今後この転作率がもし上がるとすれば、来年度の話でございますけれども、非常に未定なところもありますけれども、こういう結果が出てきますと再度未達成農家、非協力農家がふえる可能性があるのではないかなど、私は思うところがございます。

そういう中で、実は住民と議員の懇談会において、公的にある方が非協力ということも申されました。このことについて非常に住民からすれば、どういうことだという反響が出ております。まずこのことについて、町長からお伺ひしたいと思ひます。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど答弁で申しましたとおり、新たな対策については転作に協力、非協力ではなくて、参加、非参加というふうなことで、農家の自由意思にゆだねられている制度になっております。そして、転作率が100%いかなかったから、国の方からペナルティーが来るというふうな制度でもない形になっております。さらに、来年度から転作作物である豆、大豆、それから麦等について所得補償を実施する方向で議論がなされているというふうになっております。すなわち転作に対応する農家の方が、転作作物で所得補償を講じていただけるという話になりますので、そこから先は農家の方々の経営判断という形になるんだろうというふうに思っております。なお、これまで、昨年

度までの転作についてはそうした制度ではありませんでしたので、先ほど議員がおっしゃった住民の感情ということもあるかもしれません。ただ、それは昨年度までの制度であった。今年度からは、先ほど申しましたとおりに協力、非協力ではなくて、参加、非参加というふうな概念に変わっているということにご理解いただきたいと存じます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。飛澤龍右エ門君。

○16番（飛澤龍右エ門君） そうすれば再度伺いますけれども、個人的な参加、不参加というところでございますけれども、そうなったときに今後この水田協議会あるいは後の行政としての、JAも含めてですけれども、個人的な協力ではなく、個人的な参加を求めるということでございますか。そこをひとつよろしくお願いします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 本対策の円滑な実施によって農業経営の体質強化を図る、あるいは国における農業生産の構造を改善するという点について、美郷町としても同一の意義を、それからその目的達成に向かって推進していくという観点に立っておりますので、今現在戸別所得補償モデル対策について推進している状況です。したがって、町としては今後ともこうした国の制度を推進していく立場には変わりありません。ただ、先ほど申しました、それを協力、非協力という概念ではなくて、参加、非参加というふうな、そもそもの生産調整の国のあり方が今年度から変わってきているというところを理解した上で取り組まないといけないということです。町としては、先ほど申しましたとおりに本対策が持つ意義を十分に踏まえながら、町としては極力多くの方が本対策に加入していただくようにこれまで周知に努めてきましたし、また今後もできるだけ早い段階から確実な情報をお伝えすることによって、参加者をふやすための努力を講じたいということでもありますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入ってもらいたいと思います。

○16番（飛澤龍右エ門君） 次の質問に入ります。

新生六郷小学校体育館の改良をということで質問いたします。

毎年3月、4月の学校公式行事には参加させていただいておりますが、六郷小学校体育館での行事でいつも思っておりましたが、当体育館は屋根裏が直接見える状態で、何かと非効率的な気がしてなりません。特に、ことしのような夏の暑い日の多いとき、冬は冬で寒さが床までおびてきて肌身までしみるようでは、子供たちにとってかわいそうな思いです。それと、他の学校では天井裏がきっちり整備され、壁からの温風ヒーター方式になっているが、当体育館ではジェット

ヒーター方式になっています。美郷町学校統合第1号校として、ぜひとも早急に改良を願うものですが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

○教育長（後松順之助君） ただいまの飛澤議員の質問にお答えします。

町内の小中学校の体育館は、屋根構造がそれぞれに異なります。仙南地区の小中学校と六郷中学校の体育館は平らな屋根で、内部に天井が張られています。千畑地区の小中学校と六郷小学校は屋根の構造が下から見えるつくりになっています。六郷小学校の体育館は、昭和57年、今の校舎と同時期に建設されております。三角形の非常に特徴のある形をしていますが、ボルト締めをしていた部分の損傷が進み、平成3年に屋根の改修を行っています。また、継続的にフロアのワックス塗装等のメンテナンスを実施し、建物の維持管理に努めてきているところです。

ご質問の暖房設備についてですが、天井が高いため暖められた空気が高いところに逃げてしまうことになり、暖房設備の種類によっては、議員ご指摘のとおり非効率になるものと考えております。六郷小学校体育館はもともと天井を張らない構造で設計されていますので、天井取り付けは体育館の構造上、新たな補強や照明設備の必要が想定され、現在は予定しておりません。暖房設備については、現在他のすべての学校に設置されている遠赤外線ヒーターなどの暖房設備が考えられ、千畑地区の天井設備のない体育館でも支障なく利用されております。

教育委員会では、現在、来年度に実施を予定している六郷小学校の大規模改修に合わせ、改修費用や暖房効果の点で、現在の六郷小学校の体育館に最もふさわしい暖房設備や暖房効果を高めるための設備を検討中ですので、どうかご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。飛澤龍右エ門君。

○16番（飛澤龍右エ門君） 今回の教育長のお答えを伺いますと、昭和57年に校舎と体育館を建てられましたけれども、それはまずわかっております。そういう中で、要するにあの体育館は天井裏がないという状況でございますけれども、そうすれば今の答弁の中で、天井裏がつけられない状態のものであるか、お伺いします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（後松順之助君） 屋根の構造でありますけれども、先ほどご紹介申し上げました六郷小学校以外の体育館の構造は、ほとんどがかまぼこ型に近いタイプであります。一方、ご質問の六

郷小学校の体育館であります、鋭角のかつ恐らくは採光を取り入れるという配慮のもとにつくられたと思いますが、高さを十分に確保した体育館であります。したがって、構造上、先ほど答弁でも申し上げさせていただきましたが、もともとのスタート時点で既に天井を装置していないことを旨とした設計でありますので、どうしても後づけということは、現在のところは私どもの考え、あるいは認識者の方のお考えを多少伺ったわけではありますが、現在のところでは強度的に無理があるのではないかとこのところでありました。したがって、暖房設備の方で何らかの措置が講じられればいかなというところを検討しているところであります。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） 飛澤龍右エ門君。

○16番（飛澤龍右エ門君） よくわかりました。いずれこの寒さ対応が非常に厳しいと思いますし、特に先ほども申し上げましたけれども、まずことしのような暑いときに、夏休みが終わった後で熱中症になるような子供はおりませんでしたでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（後松順之助君） この暑さはことし特有のものでありますけれども、子供たちはまず最低6年間はその体育館で体を鍛えてきておりますし、幸いにして、保健の先生方のご指導等よろしくて、幸いそうしたことは私どもの耳に今のところ届いておりません。

○議長（高橋 猛君） 飛澤議員、一応3回までということになっておりますので。

○16番（飛澤龍右エ門君） 質問ではありませんので。

どうか最善の対策を講じてよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、16番、飛澤龍右エ門君の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時58分）

（6番 中村利昭君 退席）

（午後 1時00分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第8号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、報告第8号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。  
報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 報告第8号についてご説明いたします。

2ページ、専決処分書をごらんください。

社会教育事業における人身事故について、8月30日に被害者の保護者と示談が成立し、専決処分をしたので報告するものでございます。

相手方は、\*\*\*\*\*、氏名\*\*\*\*さん、こちらは被害者の保護者でございます。事故の概要でございますが、平成22年8月4日午後4時ころ、大仙市太田町堤田503番地に、ちっちゃいもの倶楽部で少年教育事業わくわくサマースクールに参加していた小学校6年生児童が、ポニーへのえさやり体験中に、柵内のポニーに右腕をかまれ負傷したものでございます。3番の損害賠償額及び和解の要旨でございますが、損害賠償額2万6,890円を事業主体である町が賠償することで示談が成立してございます。なお、賠償額については全額総合賠償保険により対応してございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第8号の説明が終わりました。

---

#### ◎報告第9号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、報告第9号 継続費精算報告書についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 報告第9号についてご説明いたします。

平成19年度から平成21年度の3カ年の継続費としておりました六郷中学校校舎大規模改造事業の継続年度が終了しましたので、継続費精算報告書を調製し報告するものでございます。3カ年の合計ですが、全体計画の年割額が2億3,008万8,000円に對しまして、実績の支出済み額が2億3,008万6,500円で、年割額と支出済み額の差額1,500円となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第9号の説明が終わりました。

---

◎報告第10号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、報告第10号 健全化判断比率の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 報告第10号についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、次の四つの財政指標を健全化判断比率として定めております。毎年度監査委員の審査をした上で、議会に報告し、公表しなければならないとされているもので、監査委員の審査につきましては8月30日に行っており、意見書については資料として添付してございます。

まず、一つ目の実質赤字比率ですが、普通会計の標準財政規模に対する実質赤字の割合を示したものでございます。平成21年度決算は、黒字決算であることから数値の記載はございません。

二つ目の連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計すべてを加えた実質赤字の割合を示したものでございます。一般会計、特別会計とも黒字決算であることから、こちらも数値の記載はございません。

三つ目の実質公債費比率は、これまでの公債費比率に公営企業会計の繰出金、広域などの一部負担金、債務負担のうち公債費に充てるものを加えた比率で、3カ年の平均であります。20年度が18.3%でしたが、21年度は16.3%となっており、比率が改善しております。要因としまして、比率査定の分母となる標準財政規模が増加したこと、また公債費に準ずる債務負担行為の繰り上げ償還を20年度に行ったことなどが上げられます。

四つ目の将来負担比率は、実質公債費比率の算定に用いた経費の現時点での将来負担分、それに退職金などを加えた経費の標準財政規模に対する割合でございます。20年度は122.6%でしたが、21年度は95.1%となっております。法律では、この健全化判断比率について早期健全化基準を定めており、この基準を上回った場合、外部監査による監査の実施をそれに基づき策定、あるいは財政健全化計画を策定することが義務づけられておりますが、本町はすべての数値が基準を下回っております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第10号の説明が終わりました。

---

#### ◎報告第11号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、報告第11号 資金不足比率の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 報告第11号についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度公営企業会計ごとに資金不足比率を監査委員の意見を付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされているものでございます。資金不足比率は、公営企業会計の資金不足、つまり実質赤字額を基本とし、事業規模に対する割合でございます。この比率について経営健全化基準が定められており、この基準を上回った場合、経営健全化計画を策定するなどの義務がつけられますが、本町はすべての会計において黒字決算でありますので、数値の記載はございません。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第11号の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第1号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、認定第1号 平成21年度美郷町一般会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 歳入から款ごとに説明を求めますが、説明は簡潔にお願いします。

それでは、歳入1款町税について、税務課長から説明を求めます。

○税務課長（小原隆昇君） 平成21年度決算についてご説明をいたします。

決算書9ページをお開きください。

町税につきましては、全体の収入済額は14億7,468万9,117円で、前年度より4,316万円余り減少しております。

収納率につきましては、現年度分で前年度より0.4ポイント改善し、98.1%となりました。滞納繰越分を含めた全体の収納率では、前年度を0.4ポイント下回る93.0%となりました。

不納欠損額は町民税、固定資産税、軽自動車税の繰越分で132件、862万5,883円で、欠損理由は調査の結果、納付能力がなく処分可能な財産もなかったため欠損となったものでございます。

1款1項1目個人町民税は、5億3,512万6,986円の収入済額となりましたが、平成20年度後半の世界同時不況の影響を受け、前年度より1,770万円余りの減額となりました。

2目法人につきましては、堅調に推移し、前年度より94万3,000円余り増の5,219万900円となりました。

2項1目固定資産税につきましては、7億3,454万9,054円の収入済額となっており、3年ごとに実施される評価替えを行った結果、市況の影響を受けて宅地の評価額が下がったため、前年度より1,776万円余り減少いたしました。

10ページへまいりまして、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、備考に記載の3カ所からの収入でございます。

3項軽自動車税につきましては、登録台数がふえたことにより前年度より171万円余り増加し、5,491万8,000円となりました。

4項町たばこ税につきましては、予想を上回るペースで消費が減少しており、前年度を652万円余り下回る9,305万9,127円となりました。

5項特別土地保有税につきましては存置項目であり、収入はございませんでした。

6項入湯税につきましては、課税対象となる入湯客数の減少により、前年度を21万円余り下回る123万6,750円の収入済額となっております。

町税は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、歳入2款地方譲与税から歳入20款町債まで、企画財政課長からの説明を求めます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 11ページの2款地方譲与税から15ページの10款交通安全対策特別交付金までを一括し説明させていただきます。

2款から10款までは予算と同額の調定、収入となっております。

15ページの9款地方交付税の普通交付税ですが、20年度と比較いたしまして1億4,750万2,000

円、2.8%の増額となっております。これは21年度新たに特別枠として、地方雇用創出推進費が創設されたことによるものでございます。特別交付税につきましては、前年度と比較し13.5%の増額となっております。また、地方交付税を除いた贈与税等の合計は、平成20年度と比較し、5.2%の減額となっております。

次の11款からは、予算額に対して調定と収入が大きく違っている、または収入未済額がある箇所、備考欄の説明でわかりづらい箇所などを中心に、款ごとに説明させていただきます。

それでは、まず11款分担金及び負担金です。16ページをお願いします。

1項1目2節保育料負担金の収入未済額ですが、現年度分未納額22万5,150円で、未納者が5人、過年度分の未納額47万5,950円で、未納者が5人となっております。

次に、12款使用料及び手数料です。

17ページ、6目1節住宅使用料の収入未済額ですが、現年度分未納額が196万8,400円で、未納者は24人、過年度分未納額171万9,307円で、未納者数6人となっております。

18ページ、7目1節幼稚園使用料の収入未済額ですが、同じく現年度分の未納額1万4,335円、未納者2人、過年度分未納額23万2,625円で4人の未納となっております。

19ページ、2項2目2節清掃手数料の収入未済額ですが、ごみ袋販売手数料の未納1件分でございます。

次に、13款国庫支出金でございます。

20ページ、2項1目2節児童福祉費補助金ですが、予算額に対しまして調定収入額が200万円ほど減額になっておりますが、これは次世代育成支援対策交付金が国の予算内での交付となりまして、減額となったものでございます。

4節子ども手当準備事業費補助金ですが、予算額に対して調定収入額がありません。これは全額繰越明許費としたことによるものでございます。

22ページ、6目1節及び2節小学校費補助金と中学校費補助金の予算額との相違については、教師用パソコンに対する学校情報通信技術環境整備事業補助金が、小中分まとめて交付決定されたため、全額小学校費に収入したことによるものでございます。

7目1節総務費補助金ですが、予算額に対して収入が2億4,000万円ほど不足しておりますが、これは国の経済対策である地域活性化きめ細かな臨時交付金の分で、全額繰越明許としたことによるものです。

次に、14款県支出金です。

25ページ、2項2目1節障害者福祉費補助金ですが、予算額に対して226万円ほど不足しておりますが、これは新法移行に伴い、障害者自立支援臨時対策事業費補助金を利用する事業者が少なかったことによるものでございます。

26ページ、3目1節保健衛生総務費補助金ですが、予算額に対して調定収入額が1,700万円ほど減額となっておりますが、これはインフルエンザの予防接種事業の繰越明許によるものでございます。

次に、15款財産収入です。32ページをお願いします。

2項1目1節不動産売払収入の収入未済額ですが、これは仏沢地区の間伐材の販売収入分ですが、6月に収入となっております。また、土地売却については、町の遊休地6件を売り払いしたものでございます。

2目1節物品売払収入ですが、公用車、建設機器、建設廃材等を競り売りしたものでございます。

3目1節生産物売払収入ですが、ラベンダー摘み取り料が主なものでございます。

次に、16款寄附金です。

33ページ、2目1節指定寄附金は、ふるさと美郷応援寄附金17件分でございます。

次に、17款繰入金です。

同じく33ページで、2項1目財政調整基金繰入金ですが、これは当初予算編成時の事業の財源として充当しております。2目の特別導入事業基金繰入金は、国に返還する国庫負担分を基金より繰り入れしたものでございます。

34ページ、3目百目木地区処分場基金繰入金は、百目木処分場の廃止に向けた水質調査の財源として充当しております。

5目地域活性化基金繰入金は、平成20年度に国の経済対策である地域活性化生活対策臨時交付金を積み立てたもので、21年度に全額地域活性化に資する事業に充当したものです。

7目地域雇用創出推進基金繰入金は、21年度普通交付税で特別枠として交付された分を、地域雇用創出推進基金に積み立てしてありまして、そのうちの雇用の創出につながる事業分を繰り入れし、充当しております。

次に、18款繰越金です。

35ページですが、これは前年度繰越金でございます。

次に、19款諸収入です。

36ページの3項1目1節奨学資金貸付元利収入ですが、現年度分未納額104万で未納者17人、過年度分未納額93万6,700円で、未納者8人となっております。

また、2目1節高齢者住宅整備資金貸付金元利収入の現年度分の未納額35万7,177円で、未納者2人、過年度分未納額174万5,355円で未納者5人となっております。

39ページ、5項3目給食費事業収入ですが、学校給食費分でございます。現年度分の未納額70万8,635円で未納者38人、過年度分の未納額21万6,160円で未納者12人となっております。

4目過年度収入の国庫支出金県支出金ですが、定額給付金、保育所運営費負担金及び児童手当の過年度分でございます。

次に、5目雑入でございます。まず、収入未済額の内訳ですが、放課後児童健全育成事業保護者負担金で、現年度分3万3,000円、未納者3人。過年度分1万3,000円で1人の未納者となっております。

次に、40ページの備考欄で下から6行目の過誤払金返戻金ですが、社会保険加入者の福祉高額医療費返戻金が主なものでございます。

次に、41ページの備考欄の上段に雑入とありますが、これは配食サービス事業の利用者負担金と緑の募金受入金が主なものでございます。

次に、20款町債です。

41ページ、1項1目1節振興基金造成事業債ですが、合併特例債でございます。この財源を利用して2億円を振興基金に積み立てしてございまして、基金残高16億円となっております。

42ページをお願いします。

5目臨時財政対策債ですが、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税の交付額を減らしてその穴埋めとして発行される地方債でございます。後年度地方交付税で全額措置されるものでございます。発行可能額6億179万4,000円に対しまして、3億179万4,000円を借り入れしてございます。

その他の町債につきましては、予算どおり収入となっております。

最後になりますが、42ページ、一番下の合計の欄でございます。

予算総額126億5,633万3,782円に対し、調定額124億9,576万745円、収入済額123億7,243万5,269円、不納欠損額862万5,883円、収入未済額1億1,469万9,593円となっております。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで歳入の説明を終わります。

次に、歳出の説明を求めます。

歳出1款議会費、2款総務費について、総務課長から順次説明を求めます。

○総務課長（小原正彦君） それでは、43ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費でございますが、こちらは議会活動、議会運営に関する経費と、議会事務局職員の人件費が主なものでございます。それぞれ実績によるものでございます。

次に、44ページの2目議会広報費でございますが、こちらは議会広報と議会だよりの発行に要する経費で、それぞれ4回の発行の実績によるものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。44ページから47ページにかけてでございます。

こちらは総務課職員の人件費並びに職員の福利厚生関係経費、文書管理を始めとする通常業務遂行に要する経費のほか、行政区機能強化事業として行政協力員報酬、行政区活動支援交付金のほか、地域活動拠点整備事業として5件の会館等の改修を実施してございます。

また、地域コミュニティ推進事業として、活力ある地域づくり事業交付金26行政区等への地域づくりのための事業等への助成と、宝くじコミュニティ事業として、舟ッコ流しや町内のお祭りなどに活用できる提灯とバルーン投光機の購入を実施してございます。

また、合併5周年記念事業は、11月1日に美郷公民館を会場に記念事業の実施のほか、広報の記念特集号、記念絵はがき、広報の縮刷版のDVDを作成しております。そのほか職員研修を実施し、職員のスキルアップを図っているところでございます。

なお、44ページ備考欄、流用についてですが、行政推進費からの流用は職員研修旅費に不足が生じたことから、2目の行政推進費の委託料より流用してございます。財産管理費からの流用については、1月の庁舎統合により総合サービス課職員の異動による人件費の流用でございます。企画費の流用については、基本計画印刷費に不足が生じたことにより、財政管理費からの流用でございます。予備費からの充用につきましては、戸沢藤一議員の死去による死亡広告の掲載のために、役務費広告料に充用したものでございます。

また、不用額の主な内容でございますが、3節職員手当等につきましては、退職手当組合負担金の特別負担金の確定による残、4節共済費については、労災保険料の率改定による残が主なものでございます。

11節需用費は、燃料費及び消耗品費等の実績による残が主なものでございます。

12節役務費は、庁舎統合により通信運搬費の総合サービス課、各庁舎の清掃が3月まで引き続いたことにより、実績による残でございます。

19節負担金及び交付金でございますが、こちらは活力ある地域づくり事業費補助金の申請予定事業1件が急遽とりやめになったことによる残が主なものでございます。

次に、47ページ、2目行政推進費でございますが、行政経営プラン推進のための目標管理制度の実施経費、昨年4月に開設したみさぼーとを活動拠点としての共同参画のまちづくり事業のほか、平成20年度の繰越事業として繰り越した緊急安全実現総合対策交付金事業としての環境対応車両、いわゆるエコカーとしてのハイブリッド車4台を購入し、ISOの推進に努めてございます。

次に、48ページ、3目文書広報費でございますが、こちらは町広報とお知らせ版の発行に要する経費で、実績によるものでございます。

○会計管理者兼出納室長（坂本昇一君） 4目会計管理費、会計事務で要した証票の印刷代や金融機関への支払い手数料等が主な内容です。

○総務課長（小原正彦君） 49ページ、50ページの5目財産管理費でございますが、こちらは1月の庁舎統合前の千畑、六郷、仙南の3庁舎の維持費と、1月から統合となった美郷町役場の維持管理費、それから公用車、町有バスなどの維持管理経費のほか、町有地131筆の管理や、千屋松杉並木の管理、共有建物423棟の保険料などの財産管理を実施してございます。

千屋松杉並木の関連事業としては、千屋小学校南の並木180本の剪定作業を実施してございます。また、15節工事請負費は、昨年4月9日の火災により六郷庁舎の復旧工事として実施したものでございます。

17節の公有財産購入費では、三和化成の工場を2棟、2,480平方メートルを購入してございます。

町有林整備事業としては、13節委託料の町有林保育事業として黒沢大平地区5ヘクタール、湯尻竜川地区2ヘクタールの下刈り作業を実施したほか、仏沢地区6.14ヘクタールの収入間伐事業を実施してございます。なお、間伐材の売り払い収入につきましては、今年5月末までの収入とならず、翌年度の平成22年度の収入となっております。

公共施設の統合整理事業の関係でございますが、こちらは13節委託料の耐震診断業務委託料として、中央南行政センターの耐震診断を実施してございます。なお、耐震補強工事につきましては、22年度事業として両センターとも8月末の完成となっております。

備考欄の一般管理費の流用、それからあわせて土木管理費の流用でございます。こちらは総合サービス課職員の異動による人件費の流用でございます。

予備費の充用につきましては、13節の施設管理委託料に17万3,000円の充用でございます。こちらは六郷庁舎前のアカマツ及びイトスギの樹勢維持管理費として充用したものでございます。

それから、19節の補助金に12万8,000円の充用をしてございます。こちらは千屋地区テレビ共同受信施設組合のケーブルが落雷により破損したことに伴い、その経費を補助したものでございます。

次に、51ページをお願いします。

6目の企画費の総務課関係分でございますが、交通対策事業としまして、13節委託料の施設管理委託料飯詰駅舎管理のための経費でございます。

19節負担金補助及び交付金の生活バス路線維持費補助金として、4路線のバスの運行費補助、それから予約制乗合タクシー運行の経費として、美郷町地域公共交通活性化協議会の方への負担金を支出してございます。なお、昨年度の乗合タクシーの運行状況でございますが、1,911便の運行で、輸送人員延べ利用者は2,388人となっております。

そのほか男女共同参画社会推進事業として住民懇話会、親子料理教室、出前講座などを実施してございます。

以上でございます。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 同じ費目の商工観光交流課関係ですが、この費目を通じた主なものとして、52ページになりますが、19節から千畑、六郷、仙南及び中部、関西、各地区へのふるさと会への助成等を行っております。

また、定住促進として、他市町村から本町へ居を構えられた世帯、対象4世帯でございましたが、奨励金も交付しております。

以上です。

○企画財政課長（高橋 薫君） 企画財政課関係ですが、総合計画の後期基本計画を作成するための経費と、ふるさと美郷応援寄附金の推進に係る経費を企画費から支出してございます。

次の7目電子計算費ですが、電子システムの維持管理に要した経費のほか、情報システムの強化費として、業務用プリンター5台を更新してございます。

また、19節補助金ですが、地上デジタル放送への円滑な推進のために七滝地区の共同受信施設整備に対して補助をしてございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 53ページから54ページにかけての8目の交通安全対策費は、交通指導隊の活動や安全施設の設置など、交通安全活動に要した経費で、主なものとしたしましては

1節の交通指導隊への報酬、9節は交通安全指導など活動時費用弁償、15節はカーブミラー設置工事、次のページですけれども、19節備考欄の最後、チャイルドシート購入費補助金40件分でございます。

それから、9目の防犯対策費は、防犯関係団体との協力による活動、防犯灯管理など、安全安心な生活環境を整えた経費で、1節は防犯指導員の報酬、7節は防犯灯調査時の臨時職員の賃金、9節は活動時費用弁償、11節の主なものとしたしましては街路灯の電気料と修繕料でございます。

次のページの10目諸費ですが、県防衛協会会費及び美郷町自衛隊父兄会への補助金でございます。

○**商工観光交流課長（池田茂基君）** 11目交流促進事業費でございます。ここではうりこめ美郷応援関係として、主に友好都市である東京都大田区のイベントに参加しての物販促進活動や、個別の販売促進活動に加え、米取り扱い業者、食品専門店等の販売調査、本町への産地訪問ツアー、美郷米圃場の制作等を行っております。

13節を通じ、これらの事業の一部を農業振興センターに委託したほか、地域間交流会などを通じて実施しております。

また、学習交流関係として美郷町都市農村交流推進協議会への補助を通じた農作業体験の受け入れ事業、また本町の農村部と都市部、互いの生活を体験し合う児童派遣等相互交流などを行っております。

さらに友好交流関係では、再開した大田区との友好交流コンサートや、OTAふれあいフェスタなどでの交流も、地域間交流会などを通じて行っておるところです。

○**総務課長（小原正彦君）** 次に、12目地域活性化生活対策臨時交付金事業でございますが、こちらは平成20年度予算でございます。20年度3月に補正し、全額平成21年度に繰り越した繰越事業でございます。経済危機対策、地域活性化等に対処するために事業費の全額を国の交付金で措置したもので、地方再生戦略及び生活対策に対応した事業を実施したものでございます。野中2号線を始め18路線の町道整備事業、南ふれあい館整備事業、スクールバス2台の購入事業、小中学校及び幼稚園、保育園の地デジテレビの導入事業など14事業を実施してございます。

以上でございます。

○**住民生活課長（鈴木 隆君）** 13目の定額給付金事業ですが、景気後退感の中で家計への緊急支援として実施されたもので、給付金の支給及び事務に要した経費です。21年度は対象世帯1,273

世帯、3,465人が対象となっております。

また、不用額でございますが、8節の報償費では、当初民生委員の方々に申請できない高齢者の方々への対応をお願いしておりましたが、依頼する高齢者が少なかったことによるもの、それから、12節については、郵便局、銀行への振込手数料が当初より大幅に安くなったためのもの、また、19節については、実績による不用額でございます。

次に、14目の消費者行政費ですが、消費者が被害に遭うケースが年々増加しており、このような状況に対処するため、相談窓口の表示標と、消費者被害防止啓発用パンフレットの印刷配付を行ったものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 15目公共施設再編事業費でございますが、公共施設再編計画に基づき、施設の改修等を実施してございます。主な工事は、役場庁舎改修工事、保健センター改修工事、六郷仙南支所改修工事、老人福祉センター改修工事、六郷体育館渡り廊下改修工事、下水道接続工事、公用車車庫新設工事を実施してございます。また、あわせて庁舎移転に伴う電算機器の移転や引っ越し作業等も実施してございます。

次に、16目地域活性化臨時交付金事業でございますが、こちらも12目の地域活性化生活対策臨時交付金事業と同様に、経済危機対策、地域活性化等に対処するため、事業費の全額を国の交付金で措置したものでございます。平成21年度事業として実施したもので、地域活性化事業として中央通線始め3路線の町道整備、それから消防施設整備事業、堆肥センター機能強化事業を始め15事業を実施してございます。また、このほかに地域連携推進事業として、上鶴田前谷地線始め、4路線の町道整備事業のほか、橋梁点検調査事業を実施してございます。また、学校情報通信技術環境整備事業として、校務用パソコンの導入事業も実施してございます。

次に、17目地域活性化きめ細かな臨時交付金事業でございますが、こちらも国の経済対策地域活性化対策の一環として全額交付金で実施するものでございます。きめ細かなインフラ整備事業の実施に対して交付されるもので、平成21年度予算として3月で補正しましたが、全額繰越明許ということで平成22年度に繰り越してございます。

以上でございます。

○税務課長（小原隆昇君） 60ページをお開きいただきます。

徴税費のうち1目税務総務費は、職員人件費が主なものでございます。

2目賦課徴収費につきましては、納税通知書等の印刷費、法改正に伴う電算システムの修正にかかる委託料、納税貯蓄組合の補助金が主なものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 次に、61ページから62ページにかけてでございますが、3項1目の戸籍住民基本台帳費ですが、これは戸籍住民票、印鑑証明等、諸証明の交付と事務に要した経費で、18節の備品購入費は、戸籍システムの更新に伴うものです。なお、戸籍関係の交付件数は2万5,906件となっております。そのうち4月から12月までの交付割合につきましては、千畑庁舎で45%、六郷庁舎で30%、仙南庁舎で25%です。1月から3月、美郷町役場、もともと千畑庁舎でございますが、これが65%。六郷出張所、それから仙南出張所がそれぞれ17.5%となっております。

○総務課長（小原正彦君） 4項1目選挙管理委員会費でございますが、こちらは選挙管理委員及び委員会に関する経費で実績によるものでございます。

2目選挙啓発費でございますが、選挙啓発として明るい選挙推進協議会ポスターコンクール等実績によるものでございます。

3目秋田県知事選挙から65ページの5目町議会議員一般選挙までは、それぞれの選挙に係る経費でございます。いずれも実績によるものでございます。

以上でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 5項統計調査費ですが、1目からは事務的経費を、次のページの2目からは工業統計、経済センサス、世界農林業センサス等に要する経費を支出してございます。

○総務課長（小原正彦君） 次に、6項1目監査委員費でございますが、こちらは監査委員に係る経費、監査等に関する事務経費の実績によるものでございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、3款民生費について、福祉保健課長から順次説明を求めます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 67ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。

社会福祉総務費では、民生委員の推薦会の開催、献血事業として安全な血液の確保と安定供給を図ったほか、地域で活動して下さっています社会福祉団体に対する補助金を通じまして、地域福祉活動の推進と強化を図ってございます。ほぼ予算どおり執行されてございます。献血事業、各団体の助成内容につきましては、事業概要書35ページから42ページにございます。

次、67ページ、2目障害者福祉費でございます。

障害者自立支援法に基づきまして、障害者の自立した生活と社会参加の促進を図り、障害者福祉の向上のために各事業を実施してございます。主な事業といたしましては、障害者サービス利

用のための障害区分認定に要した経費、自立支援に関する経費、さらには相談支援業務や日常生活用具給付事業といった地域生活支援事業などに要した経費となっております。

主な不用額といたしましては、69ページ、13節は移動支援事業、利用時間の減によるものがございます。

20節では、町単独事業といたしまして、透析の通院者支援費といたしまして、透析通院の必要な30名に対しまして延べ3,818回の通院助成を実施いたしてございます。

不用額につきましては、介護給付訓練等給付費で、短期入所、施設入所支援等の支給減によるものがございます。

23節は、平成20年度障害者自立支援給付負担金の精算によるものがございます。詳しくは事業概要書43ページから45ページにございます。

次に、3目高齢者福祉費でございます。70ページから72ページまでになりますが、特に説明を要するものについて述べさせていただきます。

8節は敬老会、金婚をお祝いする会の開催、長寿祝い金の支給がその主なものがございます。

13節は、要介護状態にならないための予防事業や、地域で自立を支援する緊急通報装置付きのふれあい安心電話の設置、配食サービスなどを実施してございます。また、生きがい活動としての通所サービス事業、デイサービスでは延べ5,314件の利用がございました。

15節は、中央ふれあい館浴槽の防水工事であります。

19節は、老人福祉施設措置費、広域で運営してございます介護保険事業の負担金、大曲仙南福祉会の特別養護老人ホーム建設費の償還金、また大仙美郷介護福祉組合の負担金などを支出いたしてございます。

20節扶助費は、鍼灸マッサージの施術券4,248枚、温泉利用券3万6,920枚を助成いたしてございます。

21節では、高齢者住宅整備資金貸し付けが1件ございました。詳細につきましては、事業概要書46ページから65ページになります。

主な不用額といたしましては、8節は長寿祝い金、11節は印刷製本の実績が主なものがございます。

それから、13節は地域介護予防活動支援事業委託料の残であり、19節は老人福祉施設措置費負担金の設置者の減少による残が主なものがございます。また、20節は鍼灸マッサージ、温泉利用券助成の実績による不用額となっております。

次に、4目医療給付費でございます。72ページから73ページになります。福祉医療制度の事務費や医療費、国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療特別会計への繰出金とその主なものでございます。医療制度の安定的な運営と、福祉医療受給者の心身の健康保持と生活の安定を図ってございます。

繰越明許の205万円につきましては、後期高齢者医療の制度改正に伴うシステム改修に要した経費でございます。20年度の完成が見込めなかったため21年度に繰り越したものでございます。システム改修は21年7月に完成してございます。

12節の不用額は、通信運搬費がその主なものでございます。

13節の健診委託料及び電算処理委託料でございますが、後期高齢者医療加入者の健康診査委託料及び健診データ処理にかかわる経費で、健康診査につきましては加入者のおよそ3割に当たる1,105名が受診しておるところでございます。

73ページ、19節の後期高齢者医療広域連合事務費負担金は、運営経費を被保険者数及び平等割で負担したものでございます。療養給付費負担金は、後期高齢者医療の医療給付として町が12分の1を負担しているものでございます。

20節は、福祉医療にかかわる医療費の扶助でございます。受給者は2,654名、町拡大分以外は県から2分の1の補助がございます。医療費が当初予定しておったものより伸びを下回ったため、実績より1,700万円ほどの不用額が生じてございます。

28節は、老保特別会計、国保特別会計、後期高齢者特別会計への繰出金でございます。事業概要書では66ページになります。

続いて、3款2項1目児童福祉総務費でございます。73ページになります。ここでは児童館事業として、本館児童館等で実施した、遊びや集団生活を通じて子供たちの育成に要した各種事業の経費がその主な支出でございます。また、21年度では次世代育成行動計画美郷わらしこプランを策定しており、その経費も支出してございます。

1目につきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。詳細は事業概要書の67ページから68ページにございます。

次は、2目児童手当費でございます。74ページです。児童手当としておおよそ1,800人分を支給してございます。

3目ひとり親家庭福祉費でございます。ひとり親家庭に対する支援でございます。小学生23名、中学生27名の卒業者に記念品を差上げた費用でございます。詳細は事業概要書69ページで

ございます。

4目児童福祉施設費の福祉保健課関係では、本館児童館関係の施設管理費といたしまして7節では雪おろし賃金、11節では燃料や電気料などの光熱水費、13節では消防設備等の法定点検等の委託料など、19節では児童館連絡協議会負担金などを支出してございます。

○**幼児教育課長（泉谷隆雄君）** 同じく4目児童福祉施設費でございますが、そのほかは町内3保育園の運営にかかわる経費でございます。年度末の入園児数でございますが、全体で455名となっております。少子化の影響を受けまして入園児数も減少の傾向があらわれております。21年度より各園に看護師を配置いたしまして、園児の保健対応に成果を上げてございます。

需用費の不用額の主なものは、施設にかかわる燃料費と光熱水費でございます。

次の77ページをお願いします。

5目の子育て支援費でございますが、こちらは放課後児童健全育成事業、子育て支援拠点事業並びに一時保育事業にかかわるものが主な経費でございます。放課後児童クラブには98名が登録されております。在宅で育児をされておられる方々の子育て支援拠点事業であります。こちらは3地区合わせまして2,122人の乳幼児が参加してございます。一時保育事業につきましては、延べ631人の利用でございます。

以上です。

○**福祉保健課長（右谷康一君）** 続きまして、6目子育て応援特別手当交付金事業費でございます。78ページになります。平成20年度から繰り越しいたしました事業です。24名に対しまして支給した、その事務費と手当費でございます。

7目子ども手当費でございます。子ども手当システム導入費用であります。システム開発のおくれ等により年度内完成が見込めず、繰り越したものでございます。

○**住民生活課長（鈴木 隆君）** 79ページ、3項1目は、国民年金の事務費で、関係法令書籍代が主なものでございます。

4項1目20節の扶助費は、火災等災害罹災者へのお見舞金で、住宅火災5棟が対象となっております。

○**議長（高橋 猛君）** 説明の途中でありますけれども、2時10分まで休憩いたします。

（午後1時58分）

（1番 中村美智男君 退席）

(午後2時10分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、中村美智男君が退席されましたので、議事録署名議員に3番、伊藤福章君を追加指名いたします。

それでは、説明を続けます。

次に、4款衛生費について、福祉保健課長から順次説明を求めます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 4款1項1目保健衛生総務費でございます。79ページから81ページになります。

保健センターの管理費、健康づくりや生活習慣改善予防対策、心の健康づくり事業等に要する経費でございます。住民みずから健康管理能力を高め、健康的な生活を送られるよう事業を実施したところでございます。説明を要する項目について述べさせていただきます。

予備費からの充用は新型インフルエンザの流行の防止と感染対策のため、消毒液や防護用品セットの購入費用に充てたものでございます。

80ページ、11節需用費の不用額は、保健センターの燃料費、光熱水費の実績によるものでございます。

12、13節及び81ページの14節につきましては、各保健センターの維持管理費でございます。なお、庁舎再編によりまして1月より保健センターを3カ所から1カ所に集約して事業を実施してございます。

18節の備品購入費は、心の健康づくり推進に要する映像機器等の購入費用でございます。

19節は、大曲仙北広域市町村圏組合の負担金や、大曲仙北及び町の医療協議会への補助金など、関係団体への助成でございます。ほぼ予算どおりの執行となっております。事業概要書では77ページから79ページになるところでございます。

2目の予防費です。ここでは予防接種法に基づく予防接種、がん検診や保健指導、乳幼児健診、妊婦健診、新型及び季節性インフルエンザ予防接種などを実施いたしまして、住民の健康の維持と重症化防止、または医療費の適正化に努めたところでございます。

説明を要する主な項目について述べさせていただきます。

7節は、乳児健診に要した在宅の栄養士、看護師、保健師の賃金でございます。

8節は、同じく予防接種、乳児健診時の医師、歯科医師への報償が主なものでございます。

82ページ、13節は各種がん検診及び新型、季節性インフルエンザ予防接種等への委託料でござ

います。65歳以上の高齢者に対します季節性インフルエンザ予防接種では、3,975人の方、町民のおよそ6割の方が予防接種を受けてございます。新型インフルエンザでは、町の助成で3,774人、生保及び非課税者では283人の方が接種を受けてございます。

19節は、新型インフルエンザ対応のために、平成21年11月7日から22年1月24日まで仙北組合総合病院内に設置いたしました発熱外来センターの設置にかかわる負担金でございます。

20節扶助費につきましては、新型インフルエンザ予防接種及び妊婦健診などの県外受診者に対する扶助でございます。詳細につきましては、事業概要書80ページから85ページにございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 83ページ、3目の環境衛生費は、主なものにつきましては19節の斎場の負担金及び使用料です。そのほか13節の中で主なものは、六郷、仙南の最終処分場環境水質調査分析と、墓地公園管理経費委託料であります。また、15節は押切共同墓地の土どめ工事を行った経費でございます。

次に、83から84ページでございますが、4目の水環境保全事業費につきましては、水環境保全条例の目的の達成のために行った水環境プロジェクト事業の経費で、水を守ろうプロジェクトといたしましては、水源池や湧水群、河川や水辺などの清掃活動、水質悪化を防止する事業の実施や、水を学ぼうプロジェクトといたしましては、水を大切にすることを喚起する事業等の実施、また水を楽しまうプロジェクトとしては、各種イベント開催を通じ、水の大切さ、恵まれた自然環境について認識を深めるための事業の実施などに要した経費でございます。

また、各課で取り組んだ事業につきましては、決算説明書の88ページから89ページを参照していただきたいと思います。

また、19節の不用額につきましては、合併浄化槽水質補助金の申請が対象者数の7割ほどにとどまったためのものでございます。

続きまして、85ページ、2項1目の清掃費はごみ処理に関する経費でございますが、主なものといたしましては、1節の廃棄物減量等推進員報酬と、13節の委託料は町内3業者へのごみ収集委託料とごみ袋作成委託料、それから19節の大仙美郷環境事業組合の負担金が主なものでございます。

○建設課長（照井智則君） 続きまして、86ページをお願いいたします。

3項1目19節は、水質確保のため、本堂地区簡易水道組合及び長面小規模水道組合への水質検査への補助金でございます。

28節は、簡易水道特別会計への繰出金でございます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 次に、5款労働費について、商工観光交流課長から説明を求めます。

○商工観光交流長（池田茂基君） 5款1項1目労働諸費でございます。

ここでは、求職者に対する職業訓練や研修などを実施する職業訓練協会へ負担金を支出しているほか、出稼ぎ者122人の安全就労のための互助会加入促進、また就労に際しての就業前健康診断を行っております。就業前健康診断を受けられた方101名でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、6款農林水産業費について、農業委員会事務局長から順次説明を求めます。

○農業委員会事務局長（渋谷新一君） 農業委員会費ですが、86ページから88ページ上段までとなっております。

6款1項1目農業委員会費ですが、農業委員会の所掌事務である農地法、農業委員会基盤強化促進法、農業者年金基金法、その他法令による事務事項の処理に要した経費が主なものでございます。

以上です。

○農政課長（深澤克太郎君） 88ページをごらんいただきたいと思います。

2目農業総務費であります。6款1項2目農業総務費であります。農政課職員の人件費が主なものでございます。

同じく3目農業振興費であります。米の生産調整推進の事務事業に係る費用と、それから中山間地域等直接支払交付に要する経費でございます。並びにふれあいセンターの管理に要する経費が主なものであります。21年度の転作の達成率は100.2%でありましたが、美郷町水田農業推進協議会を通じまして産地確立交付金等の補助金を交付されてございますが、一般会計の決算には出てきてございません。それから、傾斜等による農業生産条件の不利な農用地に対する支払いがございます。3集落49戸に対して中山間地域等直接支払交付金を支払ってございます。

次に、4目美郷ブランド確立費であります。4目につきましては19節であります。堆肥センターで生産された堆肥「美郷の大地」を施肥した減農薬、減化学肥料の特別栽培米の作付の推進補助ですとか、野菜等のブランド品目の生産や販売の拡大推進を応援するための補助などが19節に記載されてございます。また、夢プラン応援事業補助金であります。64件の助成をしてございます。このことによりまして戦略作物の産地拡大と担い手育成のための機械、施設等の導入

がなされて、経営の安定化が図られてございます。

次に、5目であります。担い手対策費ですが、農業後継者の農業簿記の講習会ですとか、農業研究施設での2年間の研修を受けるフロンティア農業者研修奨励事業などを行ってございます。このフロンティア研修事業であります。21年度まで5名の方々が研修を終えられまして、農業後継者として就農、活躍してございます。現在、野菜の研修施設で1名、酪農の研修施設で1名が研修中であります。

また、19節にあります。農業経営基盤強化資金、通称スーパーL資金というものであります。この関係の利子助成であります。53戸の農家に対して融資してございます。利子助成補助金であります。この利子助成を補助することによりまして、経営基盤の強化を促進してございます。

次に、6目農業振興施設管理費であります。これは町で建設した農産物の直売所4施設の管理委託料と、指定管理施設の修繕等が主なものでございます。

次に、7目畜産業費であります。町の畜産振興に要する経費でありまして、需用費であります。これは修繕費、アクティセンターの脱水機や堆肥センターのシャッターの修繕に要した費用であります。

13節の委託料であります。アクティセンターの管理委託料でございます。株式会社美郷の大地が受託管理してございます。美郷の大地では5,000立方メートルを超える安心堆肥美郷の大地を生産しておりまして、これまで以上に安全安心な美郷農産物の生産供給、産地の確立を目指すために堆肥を供給してございます。

同じく19節ですが、畜産振興の関係で、優良和牛飼育奨励事業補助がございまして、27頭の優良和牛が増頭されております。安定的な畜産経営の確立を図るために優良和牛の増頭をしてございます。

次に、8目農村整備費であります。これは農地・水・環境保全向上対策事業の事務費や大畑地区の圃場整備の採択申請のための地形図の作成委託料、それから農村公園の管理業務委託料が主なものであります。

19節の負担金であります。大区画圃場整備実施地区への事業費負担金、それから土地改良事業償還金への助成、それから水路等基幹整備の負担金、土地改良団体への助成、農地・水・環境保全向上対策事業負担金が主なものでございます。

なお、本堂城回地区担い手育成基盤事業負担金3,776万5,000円、これは次年度に繰越明許して

ございます。

以上であります。

○**税務課長（小原隆昇君）** 95ページをお開きいただきます。

国土調査費ですが、職員人件費のほか、仙南地区33ヘクタールの現地調査を実施した際の一筆調査の測量委託料が主なものでございます。

○**農政課長（深澤克太郎君）** 続きまして、96ページ、2項1目林業費でございます。

森林の多面的な機能の維持、増進、地域林業の育成、それから松くい虫の防除対策が主なものでございます。松くい虫の防除は6月に仏沢公園、一丈木公園10ヘクタールを地上散布してございます。それから、1月から3月までは千畑松並木0.34ヘクタール、61本、それから飯詰堅穴群の遺跡周辺0.6ヘクタール、107本に樹幹注入による予防をしてございます。これらを13節の委託料で決算してございます。

それから、19節であります。森林整備地域活動支援交付金の中でございますが、国県補助による45年生以下の人工林672.18ヘクタールを対象といたしまして、整備施業実施区域の明確化を行ってございます。

以上でございます。

○**議長（高橋 猛君）** 次に、7款商工費について、商工観光交流課長から説明を求めます。

○**商工観光交流課長（池田茂碁君）** 7款1項1目商工総務費です。

関係職員の人件費のほか、円滑な商工行政の推進について総合的な事務事業に努めてまいりました。県企業誘致推進協議会、県南工業振興会への負担金や、場外車券場環境安全対策費などはここからの支出でございます。

続いて、98ページからの2目商工振興費でございます。

ここを通じて地販地消の推進に努めております。主なものとしては、地販地消推進後期計画の策定、新たな特産品開発の取り組みが上げられます。

また、19節からは中小企業振興資金保証料補給等補助金、企業誘致奨励金などを交付しております。

21節から資金を預託することにより町内金融機関において、中小企業への運転資金、設備投資資金の貸し付けを行っております。この貸付残高は、192件、8億9,600万円余りでございます。

99ページから100ページの3目観光費でございます。

観光関係職員の人件費のほか、ラベンダー園を含む大台野広場、雁の里山本公園始めわくわく

広場、公衆トイレ、観光看板等の施設管理を行っております。

100ページ、15節からの支出はラベンダー園約14アールの造成、観光案内看板の改修、わくわく広場噴水用送水ポンプ取りかえ工事の費用でございます。

19節からは、観光団体への補助金のほか、街なみ環境整備に係る景観推進整備事業費補助金も交付しております。

101ページから102ページの4目温泉施設費でございます。関係職員の人件費のほか、直営施設である雁の里温泉湯とぴあの管理経費を主としております。

102ページの15節から支出しております経費の主なものは、雁の里温泉の1号源泉ポンプの修繕工事、飲料水のろ過器、ろ材の交換工事などでございます。町内3温泉の利用総数は、およそ29万9,000人弱でございました。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、8款土木費について、建設課長から順次説明を求めます。

○建設課長（照井智則君） それでは102ページをお願いいたします。

8款についてご説明いたします。

8款1項1目でございますが、建設課職員の人件費が主なものでございます。

続きまして、103ページ、2項1目は道路橋梁の維持管理に関する経費で、13節の委託料の道路改良及び金西圃場整備東部地区と東山本地区の新規認定に伴う道路台帳作成業務委託と、19節の各種協議会への負担金が主なものでございます。

続きまして、103ページ、104ページをお願いいたします。

2項2目道路維持費でございますけれども、町道の維持及び除雪作業及び除雪機械整備に要した経費で、冬季交通の確保に係る経費が主なものでございます。

15節の工事費は、パッチングなどの舗装修繕のほか側溝補修や路肩復旧工事が主なものです。除雪車の一斉出動回数は26回となっております。

11節、13節の不用額につきましては、除雪費の補正をお願いしたところ、2月中旬からの降雪が当初予想より少なく、除雪車の出動回数が少なかったことによるものでございます。

続きまして、105ページをお願いいたします。

2項3目でございますけれども、町単独事業として、町道6路線、地方道路交付金事業として20路線の道路改良舗装工事を実施し、交通の利便性や歩行者の安全性の向上を図っております。経費につきましては、工事に伴う事業費が主なものでございます。

続きまして、106ページ、3項1目の河川総務費でございますけれども、主に19節の河川関係団体への負担金が主なものでございます。

次に、107ページ、4項1目の都市計画総務費でございますけれども、協議会負担金や書籍代等が主なものでございます。

同じく4項2目の都市公園費でございますけれども、都市公園等の維持管理に要した経費が主なもので、13節公園施設管理業務委託、9件の委託料です。

不用額は、管理の効率化と管理委託料の請負差額によるものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 108ページから109ページでございます。

3目のまちづくり推進費につきましては、安全安心なまちづくり実現に向けた事業を実施したもので、13節は工事実施のための委託料、15節は防災無線設置工事54基、防犯灯設置工事46基、防災コミュニティセンター建築2棟、多目的広場の整備55平方メートルの工事費と、17節は用地取得費であります。また、18節は防災資機材運搬車4台の購入費に要した経費です。なお、15節の繰越明許費につきましては、全国瞬時警報システム改修事業におきまして、国においてソフトの改修を行う予定でありましたが、時間を要しており、完成が11月ごろになる予定のために繰り越したものでございます。

○建設課長（照井智則君） 続きまして、109ページをお願いいたします。

5項1目下水道費でございますけれども、28節は事業債の償還及び事業の円滑な推進を図るための下水道事業特別会計繰出金でございます。

同じく6項1目住宅管理費でございますけれども、町営住宅12施設189戸の適正な維持管理のために要した経費です。主なものは、11節の住宅の小規模な修繕、13節の水質検査の手数料、15節の建築工事は熊野住宅への手すりの設置工事、機械器具設備工事費はすべての住宅へ火災報知機を設置したことによる経費でございます。

110ページをお願いいたします。

6項2目でございますけれども、公営住宅の建設及び管理のための人件費でございます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 次に、9款消防費について、住民生活課長から説明を求めます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 110ページ、9款1項1目常備消防費でございますが、これは19節の広域消防への負担金が主なものでございます。

110から112ページにかけてでございますが、2目非常備消防費ですが、これは消防団の活動に

要した経費で、主なものは1節の消防団員437名の報酬、9節は火災及び火災予防運動広報活動、消防大会、会議等の費用弁償、19節の各種負担金が主なものでございます。

112ページ、3目の消防施設費は、消防施設の整備と管理に要した経費ですが、主なものとしたしましては、7節は消防施設の調査時の臨時職員の賃金、8節は防火水槽、消火栓除雪等の報償費、15節の工事費は土崎地区に防火水槽1基新設と4分団、5分団ポンプ庫の増築工事費と、19節は六郷東部地区簡易水道事業実施に伴い、10基の消火栓を設置した負担金でございます。

4目の水防費でございますが、水防の警戒や災害出動のための費用ですが、21年度は災害出動がございませんでしたので、9節の費用弁償、11節など各節で不用額が多くなっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、10款教育費について、学務課長から順次説明を求めます。

○学務課長（辻 一志君） 学務課関係についてご説明いたします。

決算に関する説明書では143ページからになります。

1項1目教育委員会費ですが、これは教育委員会の会議運営に要する経費で、教育委員4名の報酬、費用弁償、委員の研修旅費等が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目の事務局費ですが、学務課職員の人件費のほか、8節報償費では教育委員会事務局が行う就学指導や事業の点検評価事務などの経費、及び教育アドバイザーによる教育相談、11節需用費では事務局の事務経費のほか、不審者対策に対する消耗品等の経費、学校再編計画の説明会用パンフレットの印刷など。また、13節委託料では、学校再編事業として統合中学校の管理棟、教室棟増築の設計や地質調査、六郷地区小学校の学校統合にかかわる校歌の作曲委託や校章の作成。また、19節では閉校記念事業に対する補助金等を支出しております。

不用額の主なものでございますけれども、13節は統合中学校の増築に係る設計の請負差額、また19節は六郷地区小学校の閉校記念事業補助金の補助実績によるものでございます。

3目教育助成費ですが、4節、7節は特別な支援を要する子供への生活支援員配置や、複式授業を行っている学校に対しサポート講師等を配置した経費、8節は米村でんじろう先生サイエンスショーなど学校交流事業の開催経費、11節、12節、13節はスクールバスの運行経費、次のページで19節はスポーツ振興センターの負担金、20節については要保護、準要保護の児童生徒158人に対する就学援助費、21節は新規14名、継続23名に対する奨学資金の貸付でございます。

4目外国青年招致事業ですが、これは学校に配置している2名の英語指導助手の委託費でござ

います。

2項小学校費1目の学校管理費ですが、これは各小学校の施設管理の経費と教育環境の整備に要した経費でございます。施設管理では、11節の燃料費や光熱水費、修繕費、また13節の軽微補修や、機器や設備の点検委託業務などが主なものでございます。

環境整備といたしましては、13節施設管理委託として千屋小学校の松くい虫防除や、次のページ15節になりますが、金沢小学校のグラウンド出入り口のスロープの設置、18節備品購入費では六郷小学校の児童用の机、いすの更新等を行っております。

実績により、11節の需用費で、燃料費や光熱水費、13節委託料では除雪作業委託料に不用額がございます。

また、14節の使用料では、各校でのコピー機の使用実績により事務機器借上料に不用額が生じてございます。

2目教育振興費ですが、総合学習や学校行事など、教育の振興に関する経費でございます。主な支出といたしましては、卒業生への卒業記念品、総合学習時の指導者、講師等の謝礼、指導用教材やパソコン教室の消耗品、また12節はインターネット利用料等でございます。

次に、3項中学校費の1目学校管理費ですが、小学校同様に中学校3校分の施設の維持管理や教育環境の整備に支出した経費でございます。中学校管理費も小学校と同様に、11節の燃料費や光熱水費、13節除雪作業委託料に不用額がございます。

環境整備といたしまして、13節委託料で六中の大規模改修、同じく六中のペアガラス化によるエコ改修などの設計管理委託料、15節工事請負費では六中の大規模改修としての校舎の外壁修繕や暖房設備の改修、エコ改修としての窓枠改修とペアガラス化工事、仙南中学校の嵩上げ改修などを実施しております。

13節の委託料、15節の工事関係予算に不用額が生じていますが、請負差額でございます。

また、19節生徒派遣費の不用額ですが、派遣実績による不用額でございます。

続きまして、2目の中学校に関する教育振興費ですが、これも小学校と同様に卒業記念品や総合学習、学校行事、情報通信学習に要した経費を支出したものでございます。

主な支出といたしましては、11節の総合学習や学校行事に要する消耗品、12節のインターネット利用料等でございます。

以上です。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 4項4目幼稚園費でございます。

こちらは町内三つの幼稚園の運営にかかわる経費でございます。年度末の入園児数でございますが、3園合わせまして199名でございます。保育園同様、少子化の影響を受けまして徐々に入園数が減ってきてございます。

122ページ、需用費の不用額の主なものは、施設の燃料費でございます。なお、この款項目に直接関係ございませんけれども、21年度におきましては地域活性化臨時交付金事業等によりまして、遊具の更新、施設の改修により、認定こども園の保育環境を3地区バランスよく整えさせていただいております。

以上です。

○社会教育課長（小林宏和君） 123ページ、5項1目社会教育総務費でございます。

124ページをお願いいたします。

町民一人一人が充実した人生を送るため、学び続ける社会教育の実現に要する事業経費を支出してございます。

主なものでございますが、家庭教育といたしまして、子育て講座を小中学校で延べ7回実施しております。講師謝礼を8節で支出してございます。

青少年教育につきましては、子供たちの体験学習を実施し、創造性豊かな子供の育成に取り組んだほか、地域住民のボランティア活動による学校教育への支援に要したコーディネーター賃金を7節で支出してございます。

成人教育につきましては、町民それぞれの学習ニーズにこたえながら、各種11講座を開催しております。また、歴史講演、それから60歳以上を対象としたパソコン教室を開校し、その講師報酬金を8節で支出してございます。それから、10回開校してございますいきいき大学には、高齢者延べ673名が参加してございます。それから、美郷フェスタ文化展には、昨年度396名の出展がございまして、生涯学習活動の成果が発表されたところでございます。

続きまして、125ページ、2目図書館費でございます。

一つ目はブックスタート事業でございますが、民生児童委員、読み聞かせボランティアのご協力によりまして、乳児家庭128名分の絵本パックの配付経費を8節で支出してございます。

126ページをお願いいたします。

読書環境の充実といたしまして、一般図書、児童向けの図書1,792冊を購入してございまして、図書館と利用者へのサービス向上に努めてございます。購入費は18節で支出してございます。

続きまして、3目文化財保護費でございます。

圃場整備事業に伴う発掘調査といたしまして、本堂城跡、飛沢尻跡、仲ノ町遺跡、後町遺跡を調査してございます。また、町道拡幅に伴う発掘調査といたしまして、中屋敷2遺跡を実施し、作業員賃金で支出してございます。調査地の測量や保存管理に必要な経費は、13節で支出してございます。

それから、127ページの一番下、4目社会教育施設費でございます。

この経費につきましては、公民館、学友館、千畑交流センター、資料館等の各種社会教育施設の管理人賃金は7節、管理委託料等は13節で、維持管理経費として支出をしてございます。

続きまして、129ページ、6項1目保健体育総務費でございます。

次の130ページをお願いいたします。

職員人件費のほか、主なものでございますが、成人一般のスポーツといたしまして、町民スポーツ大会の開催を町体育協会へ委託してございます。14種目の大会が開催されてございます。13節で委託料として支出してございます。生涯スポーツ社会の充実といたしまして、ニュースポーツ教室の開催には70名、ストレッチやエアロビクス等の教室には延べ3,871名の参加があったところでございます。町スポーツ振興に寄与する町体育協会等団体への活動支援といたしまして、19節補助金にて支出してございます。21年度の体協加盟は21団体、スポ少加盟は34団体で、627名の登録となっております。

続きまして、131ページをお願いいたします。

保健体育施設費でございます。この経費につきましては、体育館、プールパーク、野球場、テニスコート、武道館、トレーニングセンター等の体育施設の維持管理に要した経費でございます。老朽化した設備等の改修、改善に要した経費は、132ページの15節工事請負費で支出してございます。

それから、18節では、需要が多くなってきたフットサルのゴールを購入してございます。

以上でございます。

○学務課長（辻 一志君） 3目の学校給食費ですが、132ページから134ページにかけてになります。

北学校給食センター及び南学校給食センターの運営と管理に要した経費でございます。

予備費のところ50万円の予備費支出がございますけれども、ことし2月に南給食センターで食器洗浄器の高圧ポンプが破損したために急遽修理が必要になりまして、予備費を支出したもの

でございます。

主な支出でございますが、11節の燃料費や光熱水費、給食材料費、それから13節給食業務の委託料などがございます。

15節の工事費ですけれども、南給食センターの電気設備や蒸気配管、手洗い設備を改修したものでございます。

不用額の主なものでございますけれども、11節需用費では燃料等の使用実績、12節役務費では食中毒の原因となる細菌やウイルスの集団発生がなかったということで、検査手数料に不用額が生じてございます。また、13節委託料の不用額は、給食業務委託実績によるものでございます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 次に、11款災害復旧費について、農政課長から順次説明を求めます。

○農政課長（深澤克太郎君） 11款1項1目農林水産業施設災害復旧費でございますが、21年度は農業施設災害がなく、全額不用額としてございます。

以上です。

○建設課長（照井智則君） 2項1目でございますけれども、公共土木災害はございませんでしたが、災害復旧のための図書購入が主なものでございます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 次に、12款公債費から14款予備費まで、企画財政課長から説明を求めます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 12款公債費ですが、町債の償還元金及び利子となっております。

1目の繰上償還元金ですが、財政健全化計画に基づきまして10件分を繰り上げ償還しており、その償還分であります。

2目の利子の振替運用利子は、歳計現金の不足のため一時的に基金より借り入れした際の利子でございます。

次に、13款諸支出金です。次のページ、13款2目基金費の積立金ですが、これは基金に積み立てた経費であります。

内訳ですが、財政調整基金に4億4,032万8,000円を、減債基金に200万円を、振興基金に2億円を、ふるさと美郷子ども育成基金に122万8,986円を、地域雇用創出推進基金に1億5,745万7,000円をそれぞれ積み立ていたしました。

14款予備費ですが、緊急の予算外の支出及び予算超過分の支出に充てております。充用額合計

は、515万2,000円でありました。

137ページの合計欄をお願いします。歳出の合計ですが、予算現額126億5,633万3,782円に対し、支出済額118億7,702万6,747円、継続費通時繰越26万6,000円、繰越明許費 3億1,908万9,000円、不用額 4億5,995万2,035円となっております。

次のページ、138ページをお願いします。21年度の実質収支ですが、歳入総額123億7,243万5,000円、歳出総額118億7,702万7,000円、歳入歳出差引額 4億9,540万8,000円です。翌年度へ繰り越すべき財源として、継続費通時繰越額と繰越明許費、繰越額合わせて2,058万8,000円となり、実質収支額 4億7,482万円となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、財産に関する調書について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 223ページをお願いいたします。

初めに、公有財産でございます。土地、建物それぞれの区分ごとの取得でございます。こちらは総括でございますので、土地の合計が2,773平方メートル、建物の総計が3,350平方メートル、今年度中の増減ということになってございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

こちらは土地及び建物の普通財産分でございます。土地につきましては、原野、金沢字西長岡森ほか2筆の売り払いを行ってございます。1,414平方メートルの減となっております。墓地につきましては、六郷字小安門1筆の売り払いを行ってございます。雑種地その他につきましては、用悪水路、野中、野荒町ほか3件の売り払いを行ってございます。174平方メートルの減となっております。合わせて普通財産の土地では、1,623平方メートルの減となっております。

次に、建物でございますが、非木造のその他の行政機関、その他の施設のところに2,481平方メートルとございます。こちらは三和化成の2棟の取得でございます。建物の合計が2,481平方メートルということでございます。

次のページの行政財産についてご説明いたします。土地につきましては、本庁舎、六郷庁舎、仙南庁舎が庁舎統合によりまして庁舎ではなくなったということから、1万5,999平方メートル減となっております。その他の行政機関の消防施設72平方メートルにつきましては、防火水槽2筆の分でございます。

それから、その他の公共用財産、その他の施設、2万323平方メートルにつきましては、六

郷、仙南庁舎の庁舎敷1万5,999平方メートルと、道路買収による十二2号線ほか9路線の道路の買収の用地としまして3,774平方メートル等々でございます。

それから、建物につきましては、その他の行政機関、消防施設127平方メートルでございますが、防災資材庫2棟分63.62平方メートルが主なものでございます。それから、非木造の4,525平方メートルの減でございますが、こちらは六郷庁舎、仙南庁舎の建物の減少によるものでございます。それから、742平方メートルでございますが、こちらは堆肥センターの倉庫等々の増でございます。

それから、公共用財産その他の施設4,525平方メートルにつきましては、六郷庁舎、仙南庁舎の本庁舎からの移管でございます。

次のページをお願いいたします。(2)の山林でございますが、こちらは面積は変わりございません。立木の推定蓄積量でございますが、こちらは今年度仏沢地区の杉素材を伐採し売ってございますので、その分212.638立方メートルの減少となっております。

それから、物件については今年度増減はございません。有価証券についても今年度の増減はございません。次の出資による権利についても増減はございません。

二つ目の物品でございます。こちらは取得価格100万円以上の物品について記載してございます。それぞれの欄の増減を示してございます。

以上です。

○企画財政課長（高橋 薫君） 3の債権についてですが、決算年度の歳入に係る債権以外の債権について調書を作成することになっております。上段の奨学資金貸付金から地域総合整備資金貸付金までが、それぞれの貸付金の償還金残高を債権として記載してございます。町民税については、21年度に課税された町民税のうち年度を越して納付される部分につきまして債権として記載しております。下水道事業受益者負担金については、5年に分割して徴収することとなり、年度を越して納付される部分について債権として記載してございます。債権総額は2億8,255万6,000円となっております。

次のページです。4の基金ですが、これは3月31日現在の基金の状態を基金ごとに調書を作成することになっております。区分欄の現金については、現金または預金として管理している金額を記載しておりまして、債権につきましては基金積み立てとして調定した額、取り崩しとして債務負担行為を行った額や、繰り替え運用をしている額、貸し付けしている額などを記載してございます。現金と債権等を合計した額が年度末の基金残高となるものでございます。

主な基金の現在高ですが、財政調整基金が12億19万2,000円、減債基金が5億200万円、振興基金が16億円となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで認定第1号の説明が終わりました。

ここで3時10分まで休憩します。

(午後3時00分)

---

(午後3時10分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎認定第2号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、認定第2号 平成21年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 平成21年度国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。

国の制度改正では、当町においては既に実施しております中学生以下の者への資格証明書の交付の見直しや、介護納付金賦課限度額の引き上げや、また10月からは2年間の暫定措置といたしまして出産育児一時金が4万円引き上げられてございます。また、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、70歳から74歳の医療自己負担額増の凍結措置をさらに1年間継続するなどの見直しがされてございます。

町においては、医療費を補うべく国保税の税率改正を行ったところでもございます。歳出の保険給付におきましては、一般被保険者の医療費は前年度比1人当たり4.9%上昇してございます。全体の収支では、歳入が26億1,346万561円、歳出が24億4,866万4,662円で、差し引き1億6,479万5,899円の黒字となっております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

143ページになります。

1 款国民健康保険税でございます。1 項の国民健康保険税は、前年に対しまして12%増となっております。税の収納率では、1 目 1 節の医療給付費現年分で93.3%、4 節の滞納繰越分では21.4%、2 節の後期高齢者支援金分では93.3%となっております。

144ページになります。

2 目の退職者被保険者現年課税分は、1 節医療費給付分で97.6%、2 節の後期高齢者支援金分で97.5%となっております。それから、不納欠損でございますが、46人分、219件、額で前年比18%の増となっております。

続いて145ページになります。

2 款でございます。使用料及び手数料は、税の督促にかかわる手数料でございます。3 款国庫支出金ですが、1 項は医療費や介護納付金に対する定率補助が主なものでありますが、その中でも1 目中の療養給付費負担金は2.6%の増となっております。

146ページ、3 目は、平成20年度から実施している特定健診等に対する補助金であります。2 項の国庫補助金は、保険者の財政力の不均衡を調整したり、地域の事情などにより交付されるものです。前年度に比べまして2.4%の増となっております。

1 目 2 節の特別調整交付金は、70歳から74歳の高齢受給者証の再交付に要した経費の補助金となっております。

147ページ、4 款の療養給付費等交付金でございます。こちらにつきましては、退職者医療費分にかかわる社会保険支払基金からの交付金でございます。前年比19%の増となっております。

5 款の前期高齢者交付金でございますが、これは65歳から74歳までの前期高齢者の加入割合にかかわる不均衡を調整するために、20年に新たに設けられたものでございます。

6 款県支出金でございます。147ページから149ページ、前年度に対しまして19.4%の増となっております。これは149ページにあります2 項 2 目 2 節の特別調整交付金の伸びが、その大きな原因でございます。

7 節共同事業交付金ですが、これは高額医療費支払いについて都道府県単位で共同で行う事業でございます。こちらにつきましても前年度に対しまして16.8%の増となっております。

8 款の財産収入、150ページになります。これは基金の利子でございます。

9 款繰入金でございます。こちらにつきましては、1 項 1 目の一般会計からの繰入金でございます。9.1%の増となっております。

151ページ、2項は国保事業基金からの繰入金でございます。

10款1項2目は、前年度の繰越金となっております。

11款諸収入ですが、152ページ、1項1目は延滞金、2項は国保特別会計の利子でございます。

また、3項の雑入でございますけれども、153ページ、こちらにつきましては1目は交通事故等を原因とする第三者納付金が8件、3目は一般被保険者の療養給付費等の返納金が17件ございました。

154ページになります。

8目は老人保健拠出金の精算による還付でございます。

9目の過年度収入は、特定健診等補助金の国、県分でございます。

歳入の決算額は26億1,346万561円となっております、前年に対しまして6%の増となっております。

引き続き、歳出についてご説明いたします。

155ページからになります。

1款総務費でございます。1項につきましては、被保険者証の印刷や輸送、電算システムなど国保特別会計を運営する管理費、あとは国保連合会への負担金などがございます。また、レセプト電算化に対応すべくパソコンなどを購入した費用もございまして。

156ページ、2項は税の徴収費用となっております。

それから、3項につきましては、国保運営協議会の運営費でございます。

2款保険給付費であります。前年度に対しまして3.7%の増となっております。

内訳で見ますと、157ページ、1項療養給付費1目の一般被保険者療養給付費が4%の増、次に2目の退職者被保険者分が6.1%の減。

158ページ、2項高額療養費につきましては、1目の一般被保険者分が11.7%の増。

159ページ、4項の出産育児一時金ですが、24件ございました。5項の葬祭費につきましては、46件ございました。

3款後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療制度の費用負担でありまして、現役世代が後期高齢者医療費の全体の4割を負担する仕組みになっており、1目2目はその支援金となっております。

161ページ、4款は前期高齢者の納付金でございます。

5 款は老人保健の拠出金でございます。

162ページ、6 款介護納付金は前年度に比べ4.1%の減となっております。

7 款高額医療費等共同事業拠出金でございますが、前年に比較しまして24.8%の増となっております。

163ページ、8 款保険事業費でございます。1 項 1 目特定健康診査等事業費は、特定健康診査や特定保健指導にかかわる費用でございます。

13節委託料は、3,046名に対する健診の委託料となっております。

164ページ、2 項 1 目保健衛生普及費でございます。後発医薬品の活用促進や、医療費制度普及パンフレット、それから6 回実施いたしました医療費通知にかかわる経費となっております。

2 目の疾病予防費、8 節は無傷病世帯に係る経費でございます。117世帯を表彰してございます。

13節委託料でございます。これは人間ドックへの助成でございます。238名の方に助成をいたしております。

9 款基金積立金81万7,000円を積み立てしてございます。

この結果、21年度末の基金残高は1 億1,572万4,000円となっております。

165ページ、11款諸支出金の1 項 1 目は、一般被保険者資格喪失等に伴う保険税の還付金でございます。40件ございました。

それから、3 目の償還金でございますが、これにつきましては20年度負担金、交付金の精算による支出でございます。

166ページになりますが、以上、歳出の決算額は24億4,866万4,662円で、前年度決算と比較いたしまして6.6%の増となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで認定第2 号の説明が終わりました。

---

### ◎認定第3 号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、認定第3 号 平成21年度美郷町老人保健特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(右谷康一君) それでは、平成21年度老人保健特別会計決算についてご説明いたします。

21年度の老人保健特別会計は、平成20年4月からの新制度である後期高齢者制度への移行により、医療費交付金の受け入れや、平成20年3月診療分までの医療費を給付する会計となっております。

歳入からご説明いたします。

171ページをお願いいたします。

まず、1款1項1目では、支払い基金より医療費交付金を受け入れてございます。その負担割合は医療諸費の5割となっております。

172ページをお願いいたします。

4款繰入金でございます。町の負担分で一般会計から繰り入れるものでございます。基本的には12分の1の負担割合となりますが、前年度の精算との関係で支出に必要な額を一般会計から繰り入れしたものであります。

173ページ、6款諸支出金の2項1目の雑入でございます。これは交通事故を原因とする第三者行為による納付金1名分と、過誤払い返戻金でございます。

歳入の合計であります。746万3,511円となっております。

次に、歳出でございます。174ページになります。

1款1項1目医療給付費であります。2目医療費支給費は、食事療養標準負担額差額支給分が1名分ございました。3目は、審査支払手数料の4件分でございます。

それから、2款諸支出金の1項1目償還金でございます。これは20年度分支払基金交付金、国庫負担金、県負担金の精算によるものでございます。

以上によりまして、歳出は746万3,511円で歳入と同額でございます。

以上でございます。

○議長(高橋 猛君) これで認定第3号の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第4号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第14、認定第4号 平成21年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定

についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井智則君) それでは、認定第4号 簡易水道特別会計の歳入歳出決算についてご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。180ページをお願いいたします。

1款1項1目1節でございますけれども、六郷東部地区簡易水道工事に伴う消火栓10基の設置と、簡易水道に加入する際の加入者分担金42件分でございます。

2項1目1節ですけれども、水道使用料の現年度分ですが、年度末の加入者戸数が3,490戸、収入未済戸数が110戸ですが、8月末現在では89戸となっております。

2節の使用料滞納繰越分ですが、滞納者数は80戸ですが、8月末現在では75戸となっております。未納者に対しましては、滞納対策班との連携のもと、督促、戸別訪問や給水停止も視野に入れ解消に取り組んでおります。

2項1目水道手数料でございますけれども、1節は工事事業指定者の登録手数料1件1万円分で4件分です。

2節検査手数料は1件3,000円で81件分です。

3節督促手数料は195人分でございます。

3款1項1目1節でございますけれども、六郷東部地区簡易水道事業の実施に伴う国庫補助事業で、補助率10分の4でございます。

4款1項1目簡易水道基金からの基金利子でございます。

続きまして、181ページ、182ページをお願いいたします。

5款1項1目1節でございますけれども、事業債など償還のため一般会計からの繰入金でございます。

2項1目1節でございますけれども、千畑東部ろ過池の防護柵工事及び施設修繕の財源として基金から繰り入れたものでございます。

6款1項1目1節でございますけれども、前年度事業の精算による繰越金でございます。

7款1項1目1節でございますけれども、1件分の延滞金でございます。

2目、3目は収入がございませんでした。

続きまして、7款2項1目1節、これは預金利子でございます。

同じく3項2目雑入でございますけれども、1節簡易水道補償料は、圃場整備地区本堂城回地区の水道管移設工事の補償料でございます。

2節雑入は、メーター機器スクラップの売り払いと消費税の還付金でございます。

続きまして、184ページをお願いいたします。

8款1項1目でございますけれども、1節は六郷東部地区簡易水道事業実施に伴う事業債です。

2節は、簡易水道事業債の借り換えに伴う借換債でございます。

続きまして、185ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目は、水道施設の一般管理に要する経費で、人件費のほかメーター検針員10名分の委託料が主なものでございます。

19節の不用額は、遠距離給水管の敷設工事補助金の申請者がなかったことによるものでございます。

186ページをお願いいたします。

2項1目でございます。町内13地区の簡易水道施設の良好な維持管理と、水の安定供給に要した経費で、11節の光熱水道費のほか、施設の機械設備等の修繕費、12節は水質検査手数料等に要した経費、13節は施設の管理や設備点検等の経費、15節は圃場整備本堂城回地区の水道管敷設がえや、千畑東部地区のろ過池防護柵工事等、18節は水道メーターの購入費が主なものです。

不用額につきましては、11節の光熱水費や18節のメーター購入単価の減など、各節において支出を抑えたためによるものでございます。

次に、187ページをお願いいたします。

3項1目でございます。六郷東部地区簡易水道事業実施に伴う測量設計委託料、水道管敷設工事の経費で、六郷東部地区は雀柳地区で3工区、延長4,302メートルの配水管及び消火栓10基の設置工事が主なものでございます。

188ページをお願いいたします。

2款1項1目23節は、水道事業債償還金の元金及び繰上元金です。同じく2目23節は償還金利子及び繰替運用利子でございます。

3款の予備費につきましては、施設管理費に充用してございます。

今期決算におきます歳入歳出の実質収支額は、353万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで認定第4号の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第5号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、認定第5号 平成21年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） それでは、認定第5号 下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。194ページをお願いいたします。

1款1項1目でございますけれども、現年度分の受益者負担金で実績によるものでございます。未納者は27名となっておりますが、8月末現在で26名となっております。

2節は滞納繰越分で、未納者は102名となっております。今後とも下水道負担金の趣旨をご理解いただくよう説明し、未納解消に努めてまいります。

次に、2款1項1目1節でございますけれども、下水道使用料の現年度分ですが、年度末の加入者が760戸、滞納者は25名ですが、8月末現在で21名となっております。

2節の使用料、滞納繰越分ですが、滞納者は22名ですが、今年度8月末で17名となっております。未納者に対しましては、督促、臨戸訪問を行い、解消に取り組んでまいります。

2項1目1節は、工事指定店の登録手数料21件分でございます。

2節は、督促手数料26件分でございます。

3款1項1目1節は、下水道事業費補助金で、罫田地区の工事に伴う国の補助金で、補助率50%です。

4款1項1目1節は、事業債などの償還のため一般会計から繰り入れたものです。

5款1項1目1節は、前年度からの繰越金でございます。

196ページをお願いいたします。

6款1項1目から3目までは収入がございませんでした。

2項1目1節は預金利子でございます。

7款1項1目1節から4節までは、事業実施及び借り換えに伴う借入金でございます。

1節は雄物川流域下水道事業債、2節は公共下水道事業債、3節は資本費平準化債は下水道事業の推進を図るため借り入れしたものでございます。

4節下水道事業借換債は、償還金免除繰り上げ償還を実施するための借換債でございます。

続きまして、198ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目でございます。公共下水施設の一般管理に要する経費で、人件費、事務費のほか、メーター検針員2名分の委託料が主なものでございます。

199ページをお願いいたします。

2項1目でございます。公共下水施設的良好な維持管理に要した経費で、真空弁や真空ポンプ場の光熱水費、維持修繕が主なものです。

18節は電子メーターの購入費、19節は雄物川流域下水道事業管理費負担金と、汚泥焼却施設の維持管理費の負担金です。

19節の不用額は、汚泥処理の実績によるものでございます。

200ページをお願いいたします。

3項1目でございます。公共下水道事業の最終年度として、六郷、鑓田地区の184メートルの管の敷設工事とそれに伴う事務費が主なものでございます。

19節の流域下水道大曲処理区本管敷設工事費負担金ですが、大曲処理区の本管敷設及び汚泥脱水機更新等の工期延長により、307万3,000円を翌年度に繰り越ししてございます。

2款1項1目及び2目でございます。1目は、償還金の元金及び繰り上げ償還金です。2目は償還金の利子、繰り上げ運用利子、起債前借りの利子でございます。

3款1項1目予備費でございますけれども、人件費の減額分を補正増額しておりますが、支出はございませんでした。

次に、202ページをお願いいたします。

実質収入に関する調書の4、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費額の7万3,000円ですが、流域下水道大曲処理区本管敷設工事におきまして、307万3,000円の繰り越しがあり、このうち300万円は起債対応となっておりますが、21年度の借り入れはございません。残り7万3,000円について、町の財源対応となり、翌年度に繰り越すものでございます。

今期決算におきます歳入歳出の実質収支額は、482万5,000円でございます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで認定第5号の説明が終わりました。

---

### ◎認定第6号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第16、認定第6号 平成21年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） それでは、認定第6号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。206ページをお願いいたします。

1款1項1目でございますけれども、集落排水に加入する際の新規加入分担金1件分でございます。

2款1項1目でございますけれども、1節の集落排水使用料の現年度分ですが、年度末の加入戸数が1,331戸で、うち収入未納者が55人です。8月末では44人となっております。

2節の使用料滞納繰越分ですが、滞納者数は53人ですが、8月末現在では49名となっております。未納者に対しましては、督促、戸別訪問を行い、解消に取り組んでまいります。

2項1目1節でございますけれども、督促手数料15人分でございます。

207ページをお願いいたします。

3款1項1目1節は、農業集落排水基金からの基金利子でございます。

4款1項1目1節は、事業債などの償還のため一般会計からの繰入金でございます。

2項1目1節は、野荒町集落排水管移設工事の財源として、基金から繰り入れたものでございます。

208ページをお願いいたします。

5款1項1目1節は、前年度事業の精算による繰越金でございます。

6款1項1目から3目でございます。1節の延滞金、2節の加算金、3節過料は収入がございませんでした。

2 項 1 目 1 節は、預金利子でございます。

3 項 1 目 1 節は、昨年 7 月 10 日、本堂地区集落排水場に落雷があり、コンピューター制御盤、関連機器の故障等に対する全国自治協会からの保険料でございます。

7 款 1 項 1 目 1 節の資本費平準化債は、集落排水事業の推進を図るため借り入れしたものでございます。

2 節の農業集落排水事業借換債は、繰り上げ償還を実施するための借換債でございます。

210 ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目でございますけれども、農業集落排水施設の一般管理に要する経費で、人件費のほか、メーター検針員 2 名分の委託料、27 節の消費税が主なものでございます。

211 ページをお願いいたします。

2 項 1 目でございます。町内 6 地域の農業集落排水施設の適正な維持管理のために要した経費で、13 節汚泥処理委託料は 1,357 キロリットルの汚泥処理の経費、15 節一般土木工事は野荒町地区の排水管移設工事、電気通信工事費は昨年 7 月の本堂地区集落排水施設への落雷による工事、機械器具設備工事は一丈木と後三年処理施設のフロア取り替え工事です。

予備費から 50 万円の支出をしておりますけれども、落雷による電気通信工事に支出したものです。

不用額につきましては、11 節は施設の修繕費が少なかったこと、13 節は施設の汚泥の処理の回数が減ったことによるものでございます。

212 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目でございますけれども、23 節は借入金償還の金利及び繰り上げ償還金でございます。

2 目 23 節は償還金の利子及び繰り上げ運用利子でございます。

3 款 1 項 1 目予備費につきましては、施設管理費及び公債費利子に充当するとともに、人件費の減額分を補正で増額してございます。今期決算におきます歳入歳出の実質収入額は、331 万 3,000 円でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで認定第 6 号の説明が終わりました。

◎認定第7号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、認定第7号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 平成21年度後期高齢者医療特別会計の決算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、老人保健制度にかわりまして、平成20年4月1日から75歳以上の高齢者を被保険者といたしまして、秋田県内すべての市町村が加入する広域連合が運営する制度としてスタートしてございます。美郷町では、平成22年3月31日現在で3,990名が加入しておる制度となっております。

歳入から説明いたします。

217ページになります。

1款1項保険料でございます。1目特別徴収保険料は、100%の徴収率でございます。

2目1節の普通徴収保険料は、98%の徴収率でございました。この中には、特別徴収分で11件、5万3,900円、普通徴収分で12件、3万7,000円の過誤納付金還付未済額が含まれてございます。この23件の過誤納付金還付未済につきましては、歳出還付いたすべく9月補正に計上しておるところでございます。

2款1項1目は、督促手数料であります。218ページをお願いいたします。

3款繰入金の1項1目は、徴収にかかわる事務費を、2目は低所得者保険料低減相当分を繰り入れたものでございます。

4款は、前年度繰越金でございます。

219ページをお願いいたします。

5款3項預金利子は、特別会計の利子でございます。

この結果、歳入は1億6,591万8,442円であります。

引き続き歳出についてご説明いたします。

220ページをお願いいたします。

1款総務費は、保険料徴収にかかわる事務費でございます。

2 款は、後期高齢者医療広域連合への納付金であります。保険料と保険基盤安定繰入金を合算したものでございます。

以上によりまして、歳出の決算額は 1 億 6,535 万 7,895 円となっております。

決算における歳入歳出の実質収入は 56 万 547 円となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで認定第 7 号の説明が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9 月 8 日、午前 10 時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後 3 時 48 分)